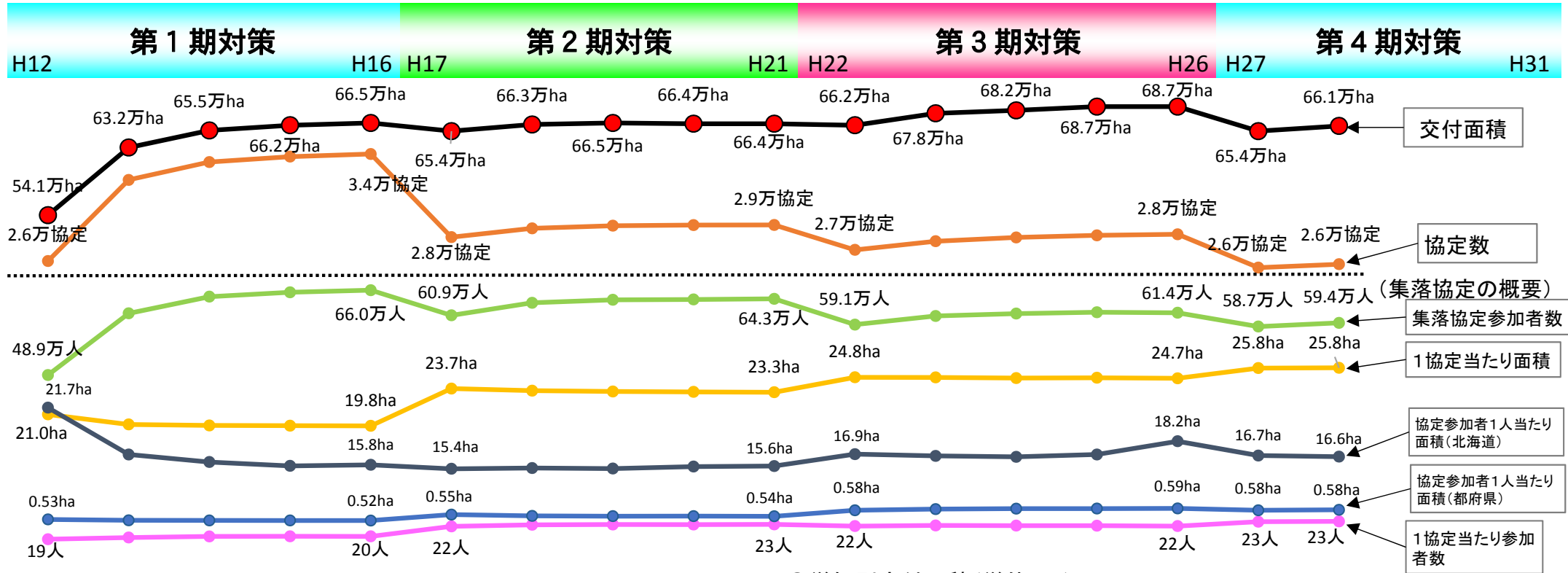


### Ⅲ 中山間地域等直接支払の実施状況（平成28年度）

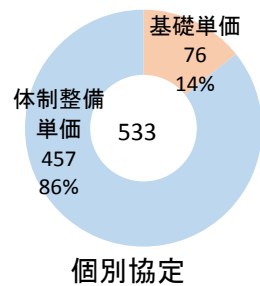
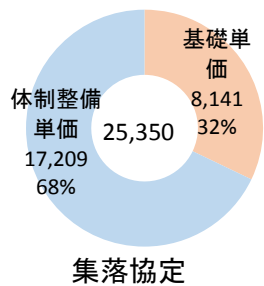
# 1. 交付面積、協定数、協定参加者数

- 平成28年度までに締結された協定数は25,883協定（うち集落協定25,350、個別協定533）、取組面積は66万ha（うち集落協定65.4万ha、個別協定0.6万ha）となっている。
- 集落協定の参加者は59.4万人で、1集落協定あたりの参加者数は23人、取組面積は25.8haとなっている。
- 制度発足当初からの推移を見ると、1協定あたり参加者数は19人から23人に、1協定あたり面積は21.0haから25.8haに増加しており、集落協定の広域化が進んできていることが伺える。

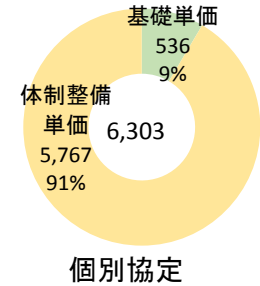
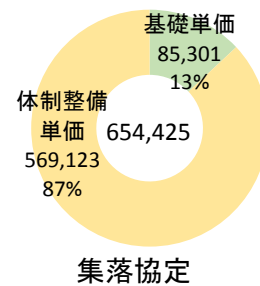
## ○ 交付面積、協定数、協定参加者数の推移



## ○ 単価別協定数



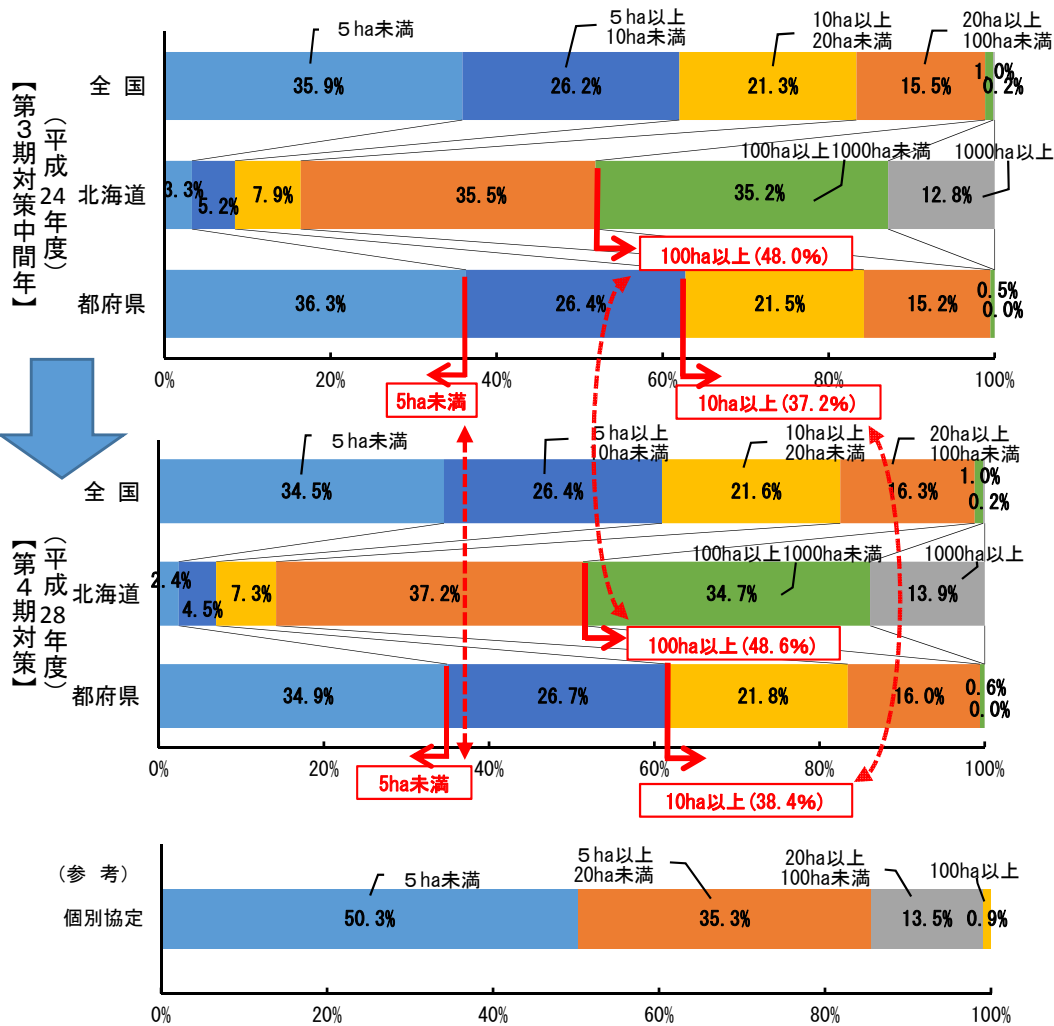
## ○ 単価別交付面積 (単位: ha)



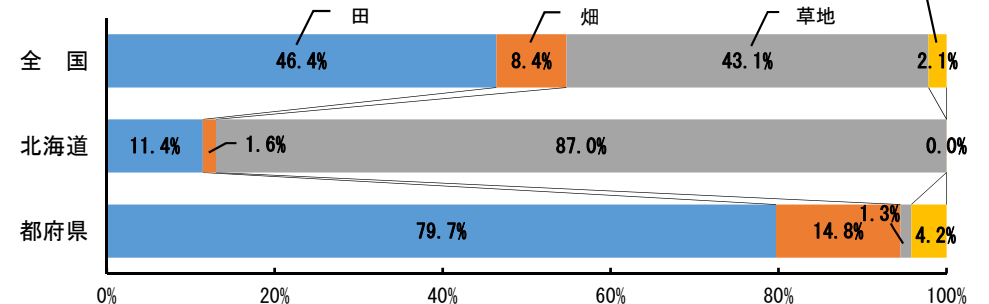
## 2. 地目及び交付基準別交付面積、集落協定の規模、加算措置

- 地目別の交付面積の割合は、田46.4%、畑8.4%、草地43.1%、採草放牧地2.1%、また、交付基準別の交付面積の割合は、急傾斜29.4%、緩傾斜27.8%、草地比率の高い草地41.1%などとなっている。
- 農用地面積規模別の協定数の割合を第3期対策中間年(平成24年度)における取組状況と比較すると、都府県では10ha以上の集落協定が37.2%から38.4%に、北海道では100ha以上の集落協定が48.0%から48.6%に増加しており、集落協定の規模拡大が進んでいることが伺える。
- 加算措置への取組では、集落協定の広域化支援加算は138協定で1万6千ha、小規模・高齢化支援加算は26協定で5百ha、超急傾斜農地保全管理加算は1,320協定で1万4千haの取組が行われている。

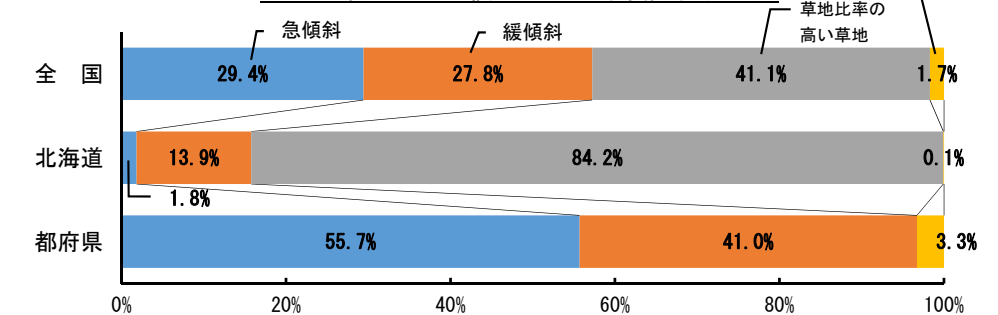
集落協定における農用地面積別協定数割合



地目別交付面積 (平成28年度実施状況)



交付基準別交付面積 (平成28年度実施状況)



加算措置への取組

(単位: 件、ha)

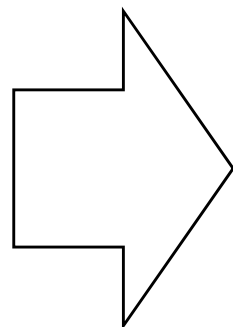
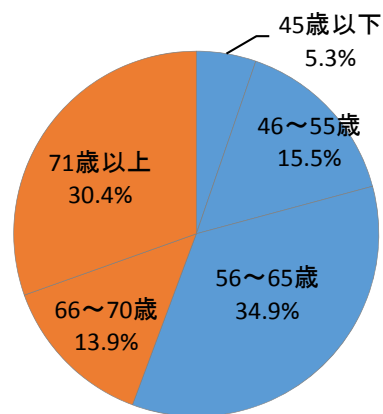
	集落協定の広域化支援加算		小規模・高齢化支援加算		超急傾斜農地保全管理加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	138	15,836	26	544	1,320	14,127
北海道	2	8,342	-	-	2	12
都府県	136	7,494	26	544	1,318	14,116

### 3. 集落協定参加者の年齢構成

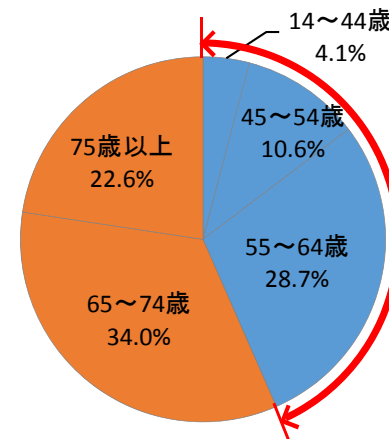
- 協定参加者及び協定役員は、第3期対策の中間年評価時に比べ高齢化が進んでいることが伺える。
- 一方で協定参加者のうち64歳以下の割合は43.4%となっており、平地農業地域の農業就業人口(2015農林業センサス)の40.9%よりも高く、比較的若い世代が活動に参画していることが伺える。

#### 【年齢構成の変化(第3期→第4期)】

第3期対策  
集落アンケート(中間年評価時)



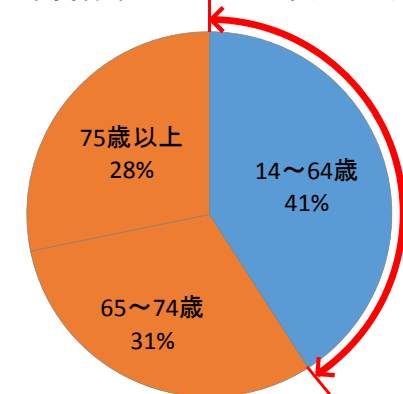
第4期対策  
平成28年度実施状況調査



43.4%

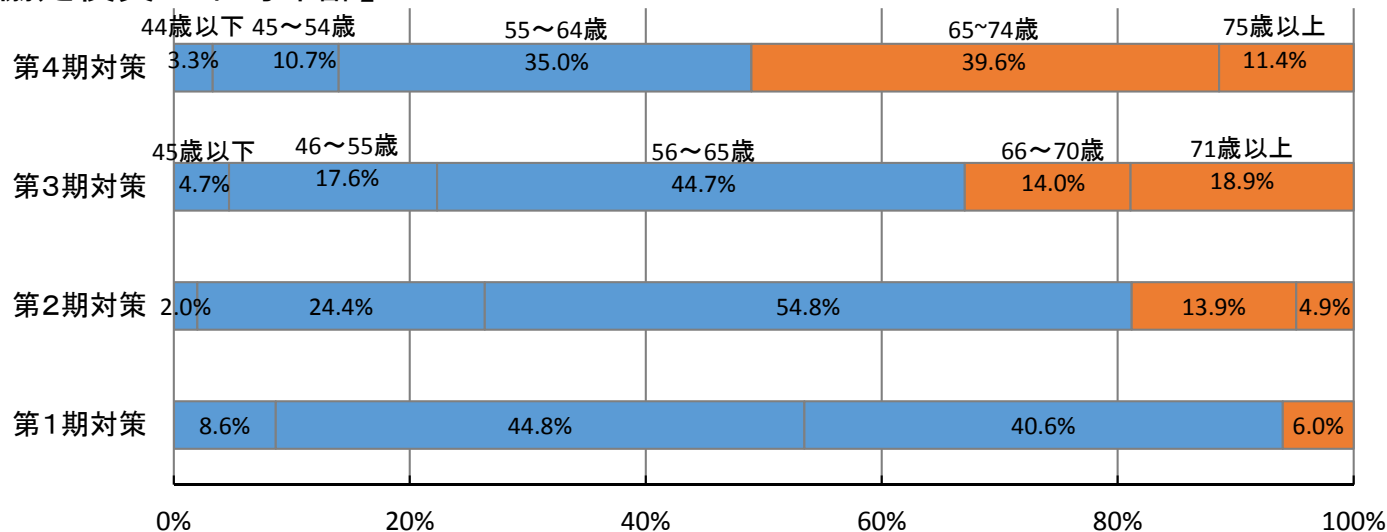
(参考)

年齢別の農業就業人口  
(2015年農林業センサス 全国・平地)



40.9%

#### 【協定役員の平均年齢】



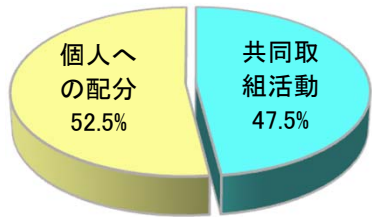
役員平均年齢の試算結果  
(第4期対策) 64.0歳  
↑  
(第3期対策) 61.6歳  
↑  
(第2期対策) 59.5歳  
↑  
(第1期対策) 54.8歳

(平均年齢試算方法)  
各年齢階層の中間年齢×役員数の合計÷協定役員総数  
※年齢階層の中間年齢とは、例えば46~50歳であれば48歳

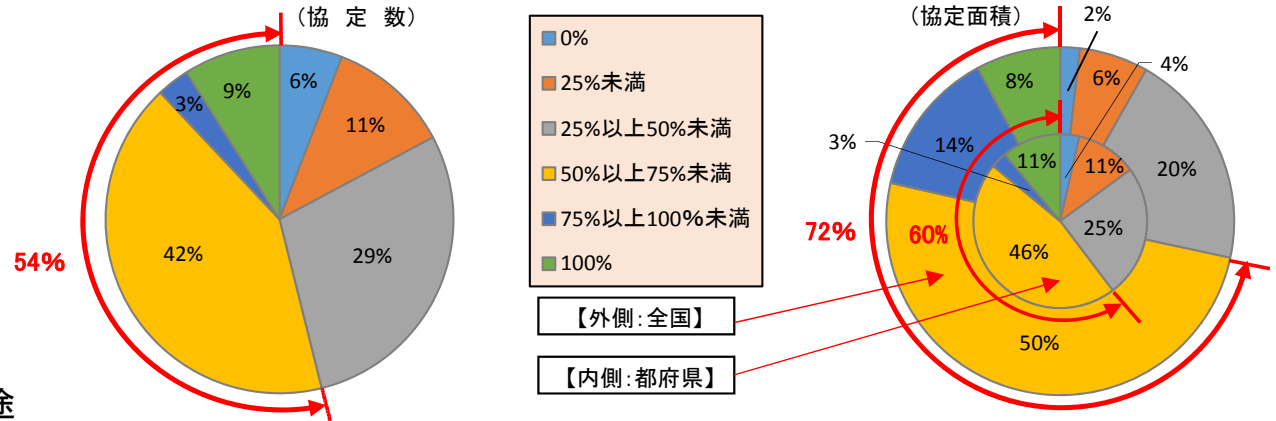
## 4. 交付金の支出状況

- 平成28年度における交付金の配分割合は、農業生産活動を行う個人への配分が52.5%、農道・水路・農地の管理や共同利用機械・施設の導入などの共同取組活動への交付が47.5%となっている。  
注) 「個人への配分」は集落協定の個人配分に個別協定の交付金額を加えた割合
- 共同取組活動の内訳は、「農道・水路、農地の管理」が約4割を占め、次いで「鳥獣害防止対策」及び「共同利用機械・施設整備費」が約1割、更に、将来に向けた農業機械施設の整備・更新、農業基盤の整備等に備えた積立や春先の活動に充てるための繰越経費が約2割となっている。
- 共同取組活動分については、協定毎、毎年毎に変動があり、現場のニーズに合った活用がなされている。

### ○ 交付金の配分割合

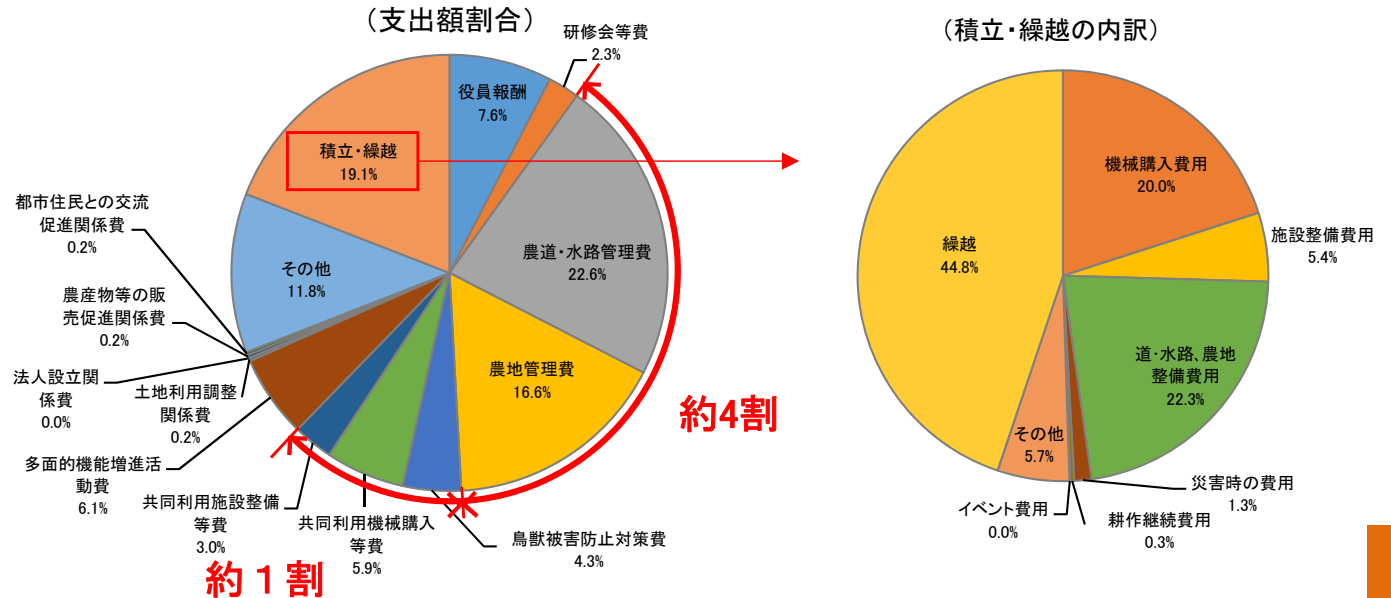


### (共同取組活動への配分割合別の協定数、面積)



### ・共同取組活動(集落協定)に配分された交付金の使途 (交付金の使途別協定数)

集落協定総数	25,350	(割合)
役員報酬	20,986	82.8%
研修会等費	6,918	27.3%
農道・水路管理費	18,995	74.9%
農地管理費	11,180	44.1%
鳥獣被害防止対策費	5,919	23.3%
共同利用機械購入等費	3,445	13.6%
共同利用施設整備等費	1,396	5.5%
多面的機能増進活動費	6,506	25.7%
土地利用調整関係費	148	0.6%
法人設立関係費	25	0.1%
農産物等の販売促進関係費	196	0.8%
都市住民との交流促進関係費	224	0.9%
その他	12,206	48.1%
積立・繰越	10,263	40.5%





## Ⅲ 中間年評価の結果

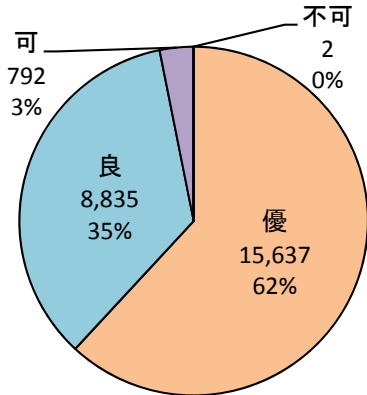
# 1. 協定に定められた活動に関する市町村が実施した協定毎の総合評価

- 市町村が実施した協定毎の評価は、全協定25,816（集落協定25,266 個別協定550）のうち、「優」、「良」と評価された協定は24,677協定で協定数で97%、交付面積で99%を占めており、協定に定められた取組はおおむね順調に取り組まれていると考えられる。
- 集落協定では、評価が高い協定ほど、協定面積が大きく、協定参加者も多い傾向にある。
- 一方、達成の度合いが低く、「可」と評価された協定が集落協定で792協定（3.1%）となっており、今後、市町村等による指導・助言が実施され改善が見込まれている。
- 個別協定で「可」と評価された344協定（63%）については、全ての取組が「◎」又は「○」となっており、順調に取り組まれている。
- 集落協定で「不可」と評価された2協定は、いずれも協定違反により全額遡及返還し協定活動を取りやめたもの。

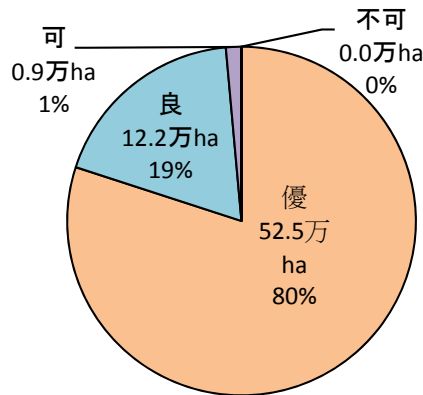
## 集落協定

## 個別協定

総合評価の割合(協定数)

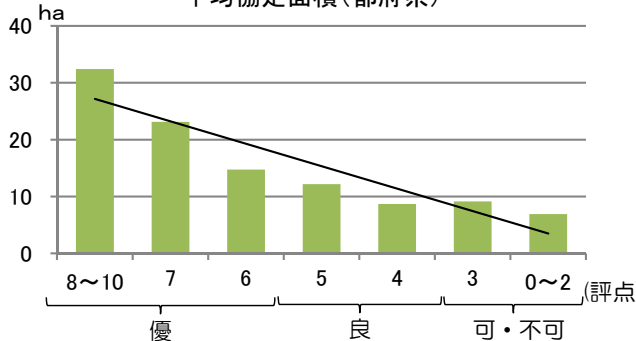


総合評価の割合(交付面積(ha))

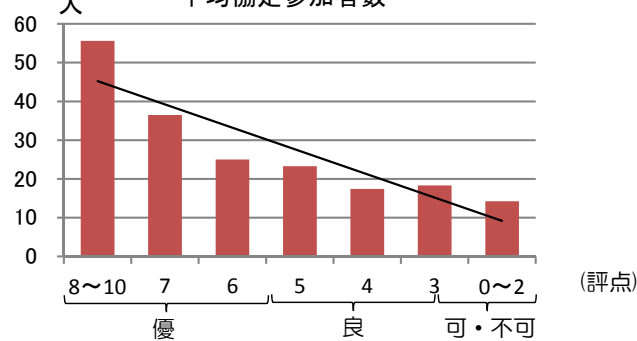


(注1) 総合評価とは、活動項目毎の評価結果(◎、○等)の合計数等に応じて各協定を、「優」、「良」、「可」及び「不可」で評価。  
 (注2) 交付面積はH28年度実施状況。ただし、H29年度の新規協定及び統合協定については中間年評価におけるアンケートの基礎情報を使用。

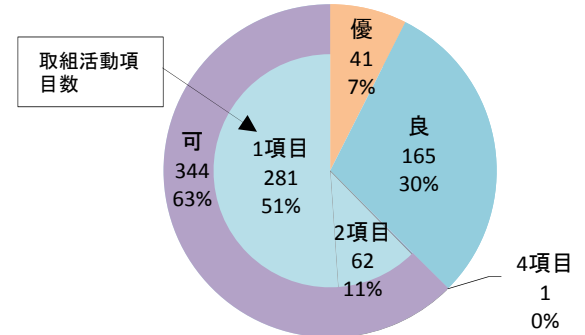
平均協定面積(都府県)



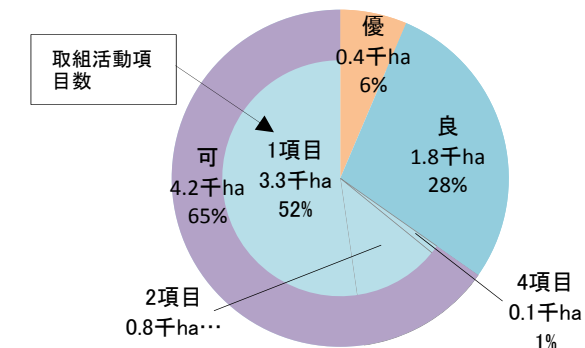
平均協定参加者数



総合評価の割合(協定数)



総合評価の割合(交付面積(ha))



(注)  
 ・ 総合評価は「より多くの取組を確実に実施」することを基準とし、個別協定では3項目以上の活動を確実に実施する場合に「優」又は「良」となることとしている。  
 ・ 個別協定の場合、自作地を含まない協定や自作地を含んでも取組内容によっては、1又は2項目で交付要件を満たす場合がある。  
 ・ このため、全ての取組を確実に実施していても総合評価では「可」となる場合がある。



## 2. 協定に定められた活動毎の実施状況 (1) 集落協定

- 集落協定に定められた各活動とも、概ね9割以上が「◎：優良」、「○：適当」と評価され、特に、「水路・農道等の管理活動」、「耕作放棄の防止等の活動」については、それぞれ11%、8%が「◎：優良」と高い評価となっている。
- 一方、達成の度合いが低く、指導・助言が必要な取組がある協定も1,883協定(7%)あり、今後、話合いの充実、共同取組活動の充実等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。
- 「×：返還」となったのは9協定で、うち2協定は協定違反により全額遡及返還し協定活動を取りやめたもの、7協定はC要件に取り組む協定において、死亡・高齢化等により農業生産活動の継続が困難となった農用地（交付金返還の面積に該当）を協定農用地から除外せざるを得なかったことによるものである（交付金の2割を遡及返還、協定は継続）。

### 【市町村が実施した取り組むべき活動項目毎の評価】

(単位：協定数)

取り組むべき事項	取組	活動項目毎の評価結果				計	
		◎：優良 <small>(目標以上の達成が見込まれる)</small>	○：適当 <small>(達成が見込まれる)</small>	△：要指導・助言 <small>(改善が見込まれる)</small>	×：返還等 <small>(改善が見込まれない)</small>		
必須事項	① 集落マスタープラン	6% 1,407	93% 23,401	2% 457	0% 1	25,266	
	② 農業生産活動等として取り組むべき事項等	耕作放棄の防止活動	8% 2,015	89% 22,571	3% 678	0% 2	25,266
		水路・農道等の管理活動	11% 2,804	88% 22,244	1% 217	0% 1	25,266
		多面的機能を増進する活動	7% 1,802	90% 22,777	3% 686	0% 1	25,266
選択事項	③ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全体制整備	6% 978	91% 15,644	3% 515	-	17,137
		A要件	7% 96	84% 1,084	8% 108	-	1,288
		B要件	9% 41	84% 376	7% 31	-	448
		C要件		98% 15,811	2% 282	0% 7	16,100
		④ 加算措置	集落連携・機能維持加算		94% 221	6% 14	-
		超急傾斜農地保全管理加算		97% 1,670	3% 50	-	1,720
合計（重複除く）		4,197	25,027	1,883	9		

(注) 活動項目毎の評価は、上記の取組毎に「◎：優良」（目標以上の達成が見込める）、「○：適当」（達成が見込める）、「△：要指導・助言」（改善が見込まれる）、「×：返還等」（改善が見込まれない）の4区分で評価。

# (参考) 集落マスタープラン、A、B、C要件、集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算について

## 1. 集落マスタープラン

集落マスタープランは、集落の実情を踏まえ、10年～15年後の集落の将来像を明確化し、それを実現するために、協定締結期間（5年間）に実施する活動内容とその達成すべき目標を定めたもの。

集落の目指すべき将来像

	集落協定総数	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保	④その他
協定数 総数に占める割合	25,350	20,627 (81.4%)	4,116 (16.2%)	1,716 (6.8%)	2,284 (9.0%)

将来像を実現するための活動方針

	集落協定総数	①機械・農作業の共同化等営農組織の育成	②高付加価値型農業	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託	⑥新規就農者等による農業生産	⑦地場農産物等の加工・販売	⑧消費・出資の呼び込み	⑨共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩その他
協定数 総数に占める割合	25,350	3,404 (13.4%)	679 (2.7%)	1,565 (6.2%)	1,607 (6.3%)	1,639 (6.5%)	484 (1.9%)	512 (2.0%)	303 (1.2%)	19,422 (76.6%)	2,605 (10.3%)

## 2. A、B、C要件

A、B、C要件は、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の選択的必須要件（通常単価を適用する要件）であり、協定農用地において、農用地等保全体制の整備、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動を行うこと。

項目	取組内容
A要件 (次のうち2つ以上を選択)	機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託
B要件 (次のうち1つ以上を選択)	(集落協定に新規参加者（女性、若者、NPO法人等）の1名以上の参加を得た上で) 新規就農者等の確保、地場農産物等の加工・販売、消費・出資の呼び込み
C要件	農業生産活動の継続が困難となった場合に備えて、あらかじめ誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けておくこと

## 3. 集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算

集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援）については、加算の対象となる取組に加え、人材確保（必須）とA要件、B要件の一部を実施している。超急傾斜農地保全管理加算に対しては、超急傾斜農地の保全及び当該農地等で生産される農産物の販売促進活動を実施している。

項目	取組内容
集落連携・機能維持加算 (次のうちいずれかを選択)	(活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で) 機械・農作業の共同化、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託、地場農産物の加工販売、消費、出資の呼び込み
超急傾斜農地保全管理加算 (それぞれ1つ以上に取組)	①超急傾斜農地の保全 石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、土壌流出防止対策 等 ②農産物の販売促進活動等 農産物のブランド化、パンフレットの作成、景観作り、棚田オーナー制度など都市住民との交流 等

(注) 集落連携・機能維持加算の「小規模・高齢化集落支援」については、加算の対象となる取組のみ。

## 2. 協定に定められた活動毎の実施状況 (2) 個別協定

- 個別協定に定められた各活動とも、9割以上の協定が「◎：優良」、「○：適当」と評価され、特に、「利用権設定等として取り組むべき事項」「利用権設定等又は農作業の受委託」「水路・農道等の管理活動」については、それぞれ23%、12%、9%が「◎：優良」と高い評価となっている。
- 一方、達成の度合いが低く、指導・助言が必要な取組がある協定もごく僅かであるが存在する。取組としては「耕作放棄の防止活動」「多面的機能を増進する活動」など、地域との連携が必要な取組であると考えられることから、今後、話合いの充実等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

### 【市町村が実施した取り組むべき活動項目毎の評価】

(単位：協定数)

取り組むべき事項		取組	活動項目毎の評価結果				
			◎：優良 (目標以上の達成が見込まれる)	○：適当 (達成が見込まれる)	△：要指導・助言 (改善が見込まれる)	X：返還等 (改善が見込まれない)	計
必 事 須 項	① 利用権設定又は同一生産工程における基幹的農作業の受委託	利用権の設定等又は農作業の受委託	12% 66	88% 483	0% 1	- -	550
		耕作放棄の防止活動	9% 19	90% 191	1% 3	- -	213
選 択 事 項	② 農業生産活動等として取り組むべき事項等	水路・農道等の管理活動	9% 18	91% 177	- -	- -	195
		多面的機能を増進する活動	5% 9	94% 156	1% 1	- -	166
		③ 利用権の設定等として取り組むべき事項	一定割合以上の新たな利用権設定等(10%又は0.5ha以上の増加) 23% 22	77% 72	- -	- -	94
	④ 加算措置	超急傾斜農地保全管理加算	- -	100% 16	- -	- -	16
合計(延べ計)			84	496	4	- -	

(注) 活動項目毎の評価は、上記の取組毎に「◎：優良」(目標以上の達成が見込める)、「○：適当」(達成が見込める)、「△：要指導・助言」(改善が見込まれる)、「×：返還等」(改善が見込まれない)の4区分で評価。

## 2. 協定に定められた活動毎の実施状況 (3) 指導・助言の内容等

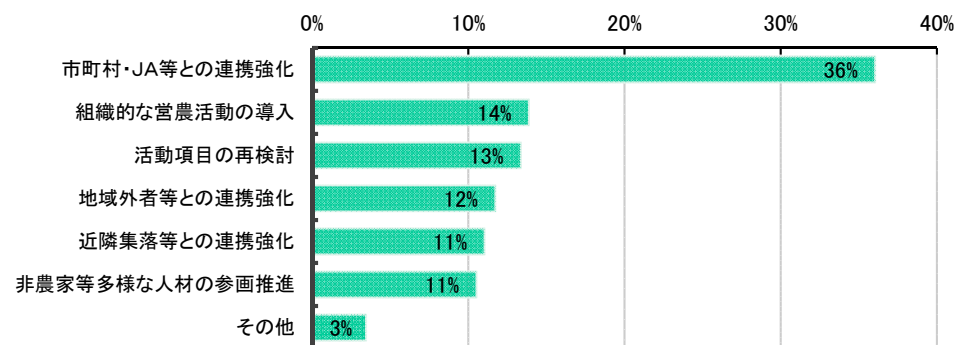
- 協定に定められた活動に対する市町村の指導・助言は「話し合い活動の充実」が集落協定で37%、個別協定で60%と最も多く、次いで、集落協定では「共同取組活動の充実」(25%)となっている。
- 「話し合い活動の充実」、「共同取組活動の充実」を指導助言した協定に対し、併せて行った指導助言の内容では、市町村・JA等との連携強化を指導した割合が最も高く、それ以外では、組織的な営農活動の導入や地域外者との連携強化など組織化、広域化へ促す指導、取組活動項目の再検討といった指導内容の割合が高い。

### 【市町村が実施した指導助言の内訳】

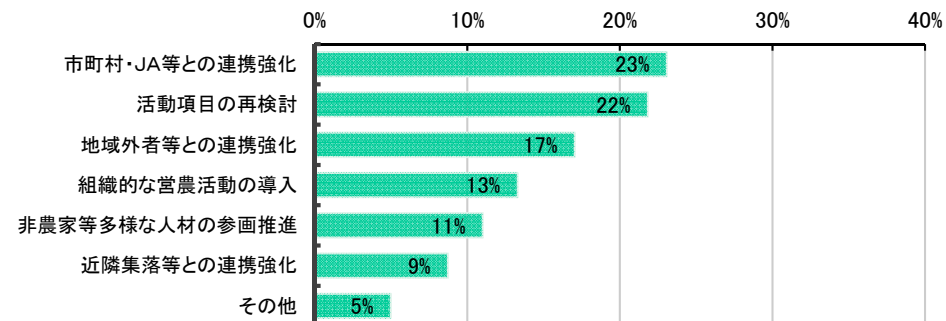
(単位：協定数)

対応の方向	集落協定	個別協定
話し合い活動の充実	37% 1,927	60% 3
非農家等多様な人材の参画推進	4% 220	-
市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	11% 577	-
地域外者等との連携強化	4% 202	-
近隣集落等との連携強化	4% 193	-
活動内容の再検討	10% 512	20% 1
組織的な営農活動の導入	4% 220	-
共同取組活動の充実	25% 1,306	-
その他	1% 70	20% 1
合計(延べ)	5,227	5

### 話し合い活動の充実と併せて実施した指導助言の内容



### 共同取組活動の充実と併せて実施した指導助言の内容



### 3. 具体的な取組の実施状況 (1) 農業生産体制（農業生産活動の基礎となる担い手の確保、農地集積等の取組）

- 体制整備要件に取り組み、より具体的な目標を掲げ、担い手（新規就農者等を含む）の確保や農地集積に取り組んでいるのは1,572協定（約6%）。
- 取組は「機械・農作業の共同化」が974協定（62%）で最も多く、次いで「担い手への農作業の委託」が433協定（28%）、「担い手への農地集積」344協定（22%）となっている。
- 協定の自己評価では、中間年時点で概ね8割以上の協定が50%以上の進捗となっており、市町村評価においても9割以上の協定が目標を達成できる見込みである。
- 一方で2割前後の協定で、取組に若干の遅れがみられるもの、市町村評価によれば、指導・助言を行うことにより目標は達成する見込みである。

				取組内容						全協定数	
				A要件				B要件		A要件	B要件
				機械・農作業の共同化	農業生産条件の強化	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	協定の新規参加者の確保	新規就農者の確保		
協定数				62%	17%	22%	28%	17%	12%	1,572	
				974	275	344	433	272	194	1,278	371
実施状況・目標までの実施見込み	自己評価	実施状況（実施率）	◎（80%以上）	14%	9%	12%	11%	13%	18%		
				135	26	42	47	35	35		
			○（50～80%未満）	73%	69%	66%	71%	73%	68%		
				707	189	227	306	199	132		
		13%	21%	21%	17%	13%	12%				
		126	58	71	75	35	24				
	X（未実施）	1%	1%	1%	1%	1%	2%				
		6	2	4	5	3	3				
市町村評価	H31目標実施見込	◎（目標以上の達成）	7%				10%				
			95				38				
		○（目標の達成）	84%				83%				
			1,075				309				
	△（改善が見込まれる）	8%				6%					
		108				24					
	X（改善が見込まれない）	-				-					
		-				-					

（参考：取組毎の目標要件）

A要件	機械・農作業の共同化	基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業機械等の共同利用される面積が協定面積の10%又は0.5haの増加
		基幹的農作業のうち田は3種類以上、畑地は2種類以上、草地は1種類以上に係る農業機械等の共同利用される面積が協定農用地の30%以上又は3haの増加
	農業生産体制の強化	自己施工による、ほ場、農道、水路、法面の整備・改修等による受益面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上増加
	担い手への農地集積	利用権の設定等がなされる面積の合計が協定農用地面積の5%以上の増加
	担い手への農作業の委託	基幹的農作業のうち1種類以上に係る農作業受託面積が協定農用地面積の10%又は0.5ha以上の増加
利用権の設定等又は田は3種類以上、畑地は2種類以上、草地は1種類以上に係る農作業受託面積が協定農用地面積の20%又は2ha以上の増加		
B要件	協定の新規参加者の確保	集落協定に新規参加者（女性、若者、NPO法人等）の1名以上の参加
	新規就農者等の確保	新規就農者、生産組織等の新規雇用のオペレーター、集落協定に参加する農業者（新規の認定農業者等）を1名以上確保

# (1) 農業生産体制（特徴的な取組：法人を主体とした農業生産体制の整備 T県T市K集落協定）

## 取組の特徴

- 法人が中心となった共同取組活動により、農業を継続できる環境を整備するとともに耕作者が不在となった農地の引き受けや荒廃農地の再生を実施
- 付加価値を高めた農産物の直接販売や女性の力を活用し、野菜栽培など収益向上の取組を実施

## 協定概要

協定開始：平成12年度  
 協定面積：13ha（田急傾斜10ha、田緩傾斜3ha）  
 交付金額：240万円（個人配分56.8% 共同取組活動43.2%）  
 体制整備単価：C要件 加算：なし  
 協定参加者数：7人（うち法人：1）  
 主要作物：米、アスパラガス、ネギ、ほうれん草 等

## 取組のポイント

### 1 法人が中心となった生産環境の整備(共同活動)

- 協定の構成員である農事組合法人が中心となり鳥獣害防止柵の設置、草刈作業軽減のためのカバープランツの導入、橋梁の掛け替え等を実施

### 2 法人への農地集積

- 同法人が協定農用地の約9割を超える12.4haを引き受け
- 荒廃農地(800㎡)を再生し、なたねの植え付けを行うなど集落景観を向上
- 農地の受け手としての法人の存在が耕作放棄地の発生を予防



【協定農用地】

### 3 所得向上の取組

- 水稲は、県の特別栽培農産物の認証を取得し「棚田清流育ち・特別栽培米」として、直売等により販売（9,500円/30kgで販売）
- ジャガイモ、ブロッコリー、ネギ等の野菜を導入
- 法人の女性運営委員を中心とした女性グループがアスパラ等の野菜生産や餅の加工を行い販売

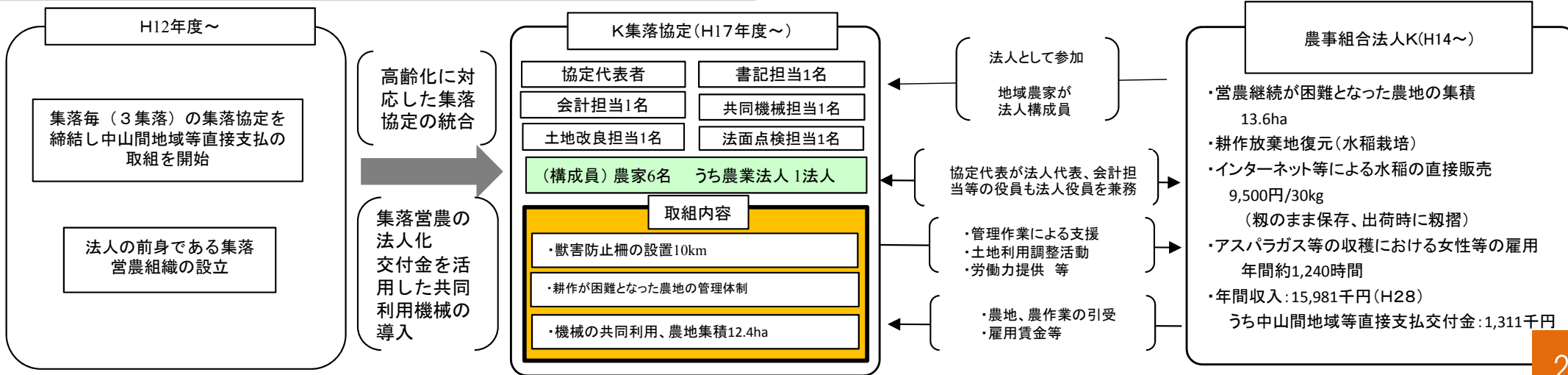
【特別栽培農産物認証】



【野菜栽培】

### その他

- 中山間地域等直接支払交付金を活用し、法人の農業機械等を整備
- 集落内の農家を年間約1,240時間のパートとして雇用（雇用創出）
- 法人での共同活動を通じ連帯感が高まり集落が活性化



# (取組のプロセス)



主な作物  
水稲



【共同利用機械の整備】

**Step1 (H11~12)**

集落の話し合い  
集落営農組織の設立

- 県単事業である「農地を守る集落営農組織育成事業」を活用し、各集落で農地管理に熱心な3人がリードして集落営農の設立に関する集落の話し合いや先進地視察を実施。農地管理の方向性を決定
- 集落営農組織を設立 (H12)

**Step2 (H12~)**

中山間地域等直接支払制度への取り組みを開始

- 草刈りや泥上げなどの管理作業の実施や「共同でないといけない、共同の場は楽しい」といった協働意識の醸成など集落営農組織と役割を分担しあった集落活動を実施するため、各集落(3集落)で集落協定を締結。

農地管理の方向性

- ① 集落の活性化は、一集落市農業による村づくり
- ② 農家の収益を、向上させるためには、共同で営農組織を組織し、運営
- ③ 耕作放棄地を作らないためには、個々の農家では限界があり、共同で取り組む
- ④ 個々の農家の税務を含めた会計の労力軽減、効率化のためには、それを営農組織で分担



【荒廃農地の再生】



【法人の設立】

**Step3 (H14~)**

集落営農の法人化

- 先進地視察やアンケート調査の結果から、集落営農の役員が中心となって集落営農の法人化を推進
- 平成13年11月に法人設立に向けた発起人会を設立。平成14年に法人を設立。
- 中山間地域等直接支払交付金で機械・施設を整備
- 法人の運営委員に女性枠を設置

将来に向けて

- 販売価格の高い米の直売に係る販路拡大
- 補助に頼らない農業経営の確立を目指し、野菜作の拡大、加工品の開発、販路拡大
- 近隣集落の農用地の作業受託の拡大
- 電柵化による鳥獣被害の更なる防止

今後の展望

集落内農用地の引き受け  
所得向上に向けた取組

- 利用権設定を中心に集落内の農用地を集積
- 水稲は県の特別栽培農産物認証を取得。「棚田清流育ち・特別栽培米」として直売
- 女性の力を活用した、高収益作物の導入(アスパラガス等)、餅加工等の6次産業化への取組

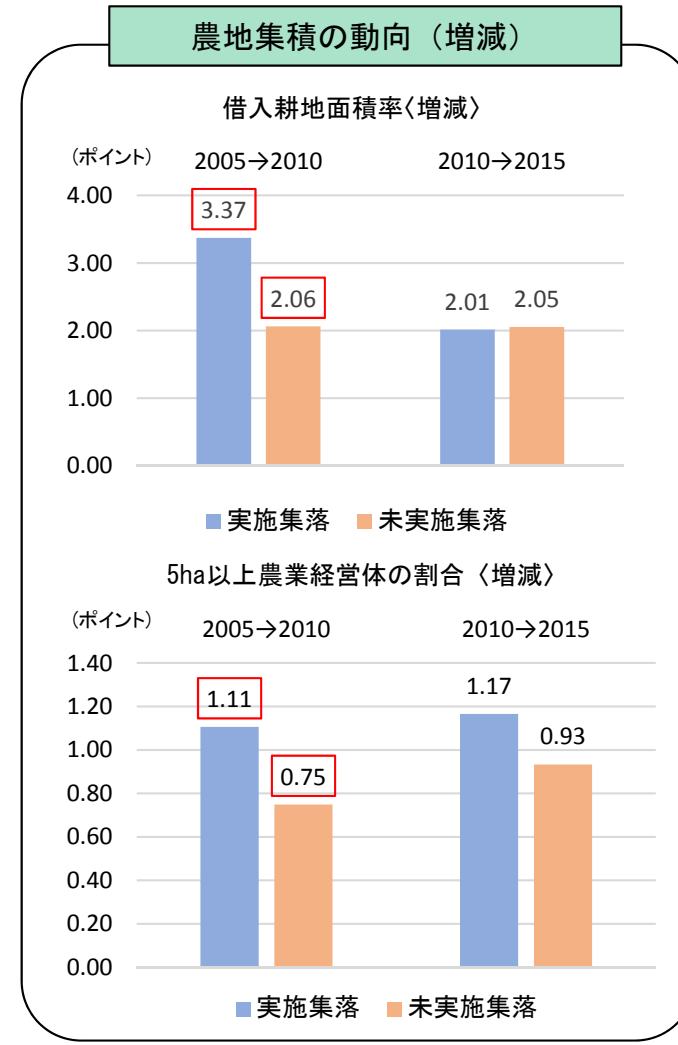
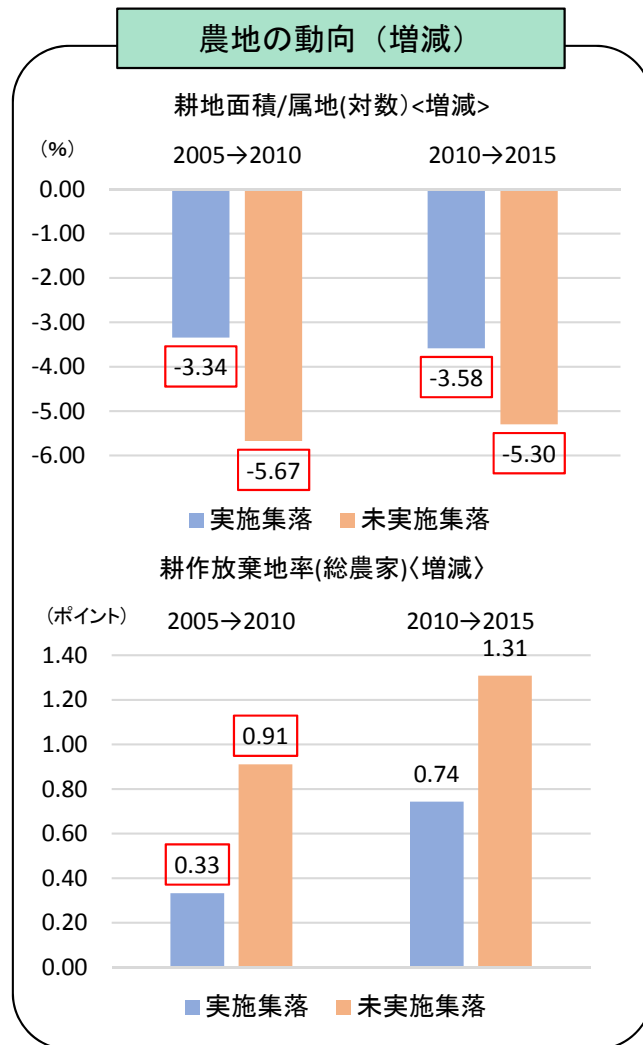
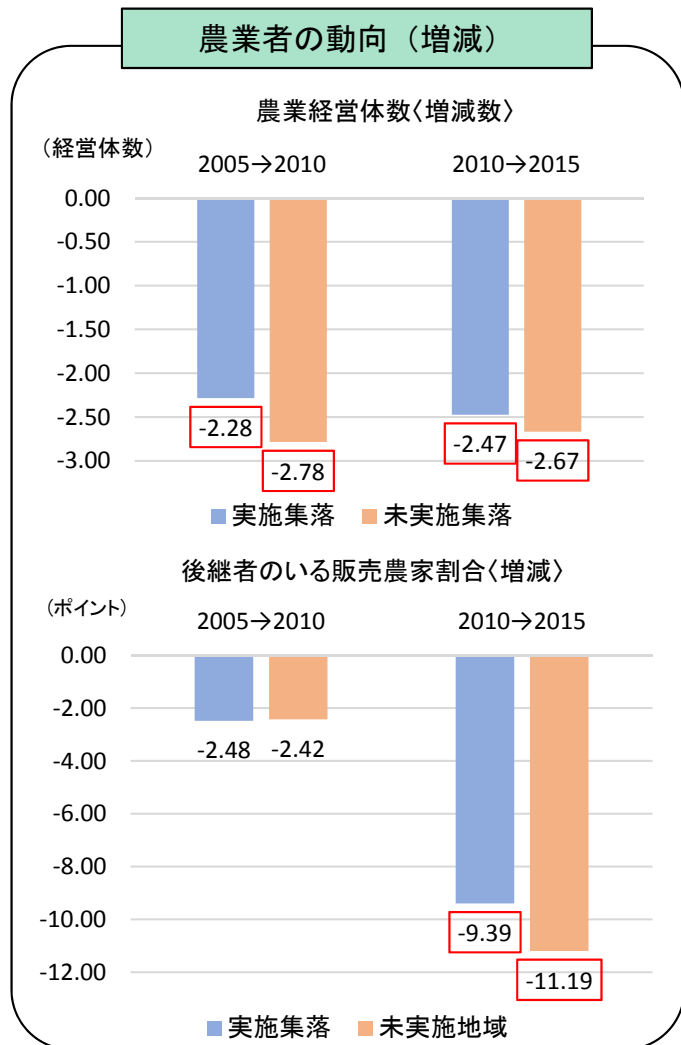
**Step4 (H17~)**

3つの集落協定を一本化

- 法人運営が軌道に乗り、耕作放棄発生を防止する体制が確立されたことから、各協定の代表者が中心となり集落毎の協定を統合
- 法人と集落協定の活動区域が同じとなり、法人による鳥獣害防止柵の設置やカバープランツの導入、荒廃農地の復旧などが実施できるようになるなど、より効率的な協力体制を構築

# (1) 農業生産体制（参考：農林業センサ等を活用した効果分析）

- 農業経営体は、未実施集落に比べ実施集落の方が減少傾向が抑制され、後継者のいる販売農家の減少傾向も抑制されていることが伺える。
- 経営耕地は、未実施集落に比べ実施集落の方が耕作放棄の発生が抑制され、経営耕地面積の減少が抑えられていることが伺える。
- 農地集積は、未実施集落に比べ実施集落の方が進んでおり、農業経営体の規模拡大が進んでいることが伺える。



出典：農林業センサ（2005年、2010年、2015年）

注)   は、実施集落と未実施集落の間に統計的有意差（効果）が確認された分析結果であり、その他については統計的有意差（効果）は確認できなかった。（以下の分析結果も同様）



## (2) 所得形成（農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組）

- 体制整備要件に取り組み、より具体的な目標を掲げ、高付加価値農業の実践や6次産業化等に取り組んでいるのは345協定。
- 取組は「高付加価値農業の実践」が166協定（48%）で最も多く、次いで「地場農産物等の加工・販売」が165協定（48%）、「消費・出資の呼び込み」21協定（6%）となっている。
- 協定の自己評価では、中間年時点で概ね7割以上の協定が50%以上の進捗となっており、市町村評価においても9割以上の協定が目標を達成できる見込みである。
- 一方で2割～3割の協定で取組に若干の遅れがみられるものの、市町村評価によれば、指導・助言を行うことにより目標は達成する見込みである。

				取組内容			全協定数	
				A要件	B要件		A要件	B要件
				高付加価値農業の実践	地場農産物等の加工・販売	消費・出資の呼び込み		
協定数				48%	48%	6%	345	
				166	165	21	166	183
実施状況・目標までの実施見込み	自己評価	実施状況（実施率）	◎（80%以上）	11%	13%	14%		
			○（50～80%未満）	18	21	3		
			○（50%未満）	72%	70%	57%		
			△（50%未満）	120	115	12		
	市町村評価	H31目標実施見込	◎（目標以上の達成）	15%	17%	29%		
			○（目標の達成）	25	28	6		
			△（改善が見込まれる）	2%	1%	-		
			X（未実施）	3	1	-		
			7%	5%				
			12	10				
			84%	85%				
			140	156				
			8%	9%				
			14	17				
			-	-				
			-	-				

（参考：取組毎の目標要件）

A要件	高付加価値農業の実践	新規作物の導入、有機農業等の高付加価値型農業を実施する面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上増加
B要件	地場農産物等の加工・販売	地場農産物等の加工が可能な施設（農家レストランを含む）があり、当該施設において加工された加工品等の取組を実施
	消費・出資の呼び込み	棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園の実施面積、NPO法人や企業等の耕作面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上増加

(2) 所得形成 (特徴的な取組: 地域ぐるみによる農産物のブランド化や6次産業化の取組 F県I町M集落協定)

取組の特徴

- 営農継続が困難となった農用地を法人が集積し、農地を安定的に利用
- 農家レストランや都市部との交流、ブランド米の輸出など地域ぐるみの6次産業化により農産物等の販売を拡大することで所得形成に寄与

協定概要

協定開始: 平成12年度  
 協定面積: 33ha (田急傾斜20ha、田緩傾斜12ha)  
 交付金額: 524万円 (個人配分32% 共同取組活動68%)  
 体制整備単価: B要件 加算: なし  
 協定参加者数: 45人 (うち法人: 1)  
 主要作物: 米、そば、アスパラガス

取組のポイント

1 離農者の農用地の引き受けと安定的な利用

- 農事組合法人が、随時、離農者の農用地に利用権を設定し引き受け
- 町のブランド米の生産拡大やブランドそば、アスパラガス等の高収益作物を導入し、農地を安定的に利用

2 農家レストランを中心とした加工・直売

- 地元で収穫したブランド米や蕎麦、野菜等を使用した郷土料理やそば等を提供する農家レストランを設置。生蕎麦(麺)等の製造にも取り組み、レストラン内の直売コーナーで販売。
- 常時2名を雇用(うち女性1名)



そば膳

3 都市農村交流活動の取組

- 「お米づくり体験交流倶楽部」として水田のオーナー制度を実施し、収穫した米の提供に加え、田植え・稲刈り体験、そば打ち体験等を実施(18万円/10a+体験料)
- 首都圏の住民と相互交流を実施 (H20~)



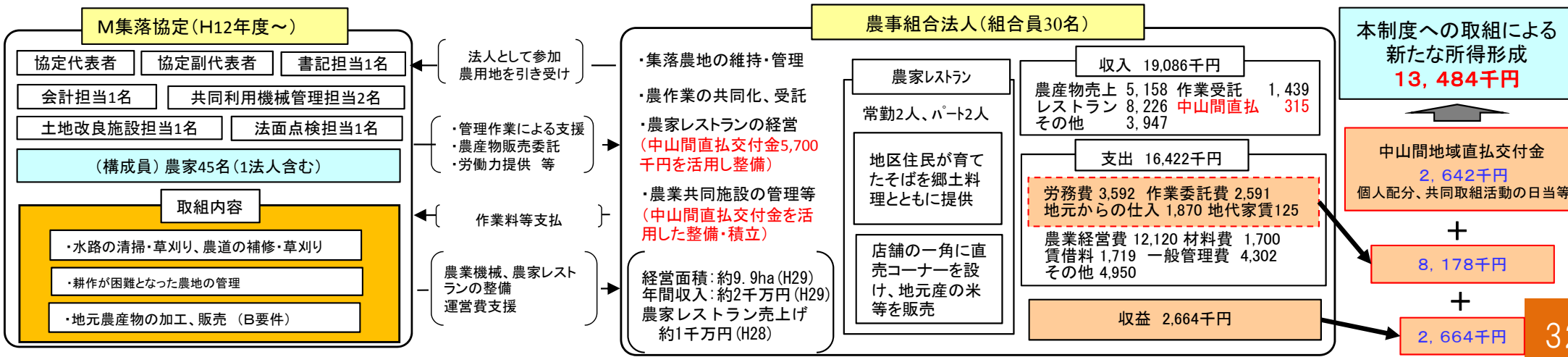
農業体験の様子

4 ブランド米の輸出

- イタリア・ミラノ「テイスト・オブ・東北」試食会、ドバイ(UAE)で国際食品見本市「Gulfood(ガルフード)2016」に出展
- 「究極のすし米」として、ドーハ(カタール)、アブダビ、ドバイ(UAE)で販売を開始



販売開始セレモニー



# (取組のプロセス)



主な作物  
水稲、そば、アスパラガス



【農家レストラン】

## 将来に向けて

- 一集落一農場によるコスト低減、収益性の高い集落農業
- そばの作付拡大と農家レストランの売上拡大
- 交流イベントの開催、首都圏販売活動による販路拡大
- 福祉ワゴンの運行や生活必需品の販売・配達など福祉活動の拡大
- 活動の核となる若手人材の育成

### Step1 (H12~)

#### 中山間地域等直接支払制度への取り組みを開始

- 将来の農地管理に不安を持っていたところで、町から中山間地域等直接支払制度の活用について指導
- 自治会代表、役員が本制度の活用について地域住民に説明し取組を決定
- 農地維持のための草刈り等の共同作業を開始

### Step2 (H20~)

#### 集落営農組織の設立

- 中山間地域等直接支払制度に組み込む様々な会合の中で、更なる取組が必要との意識
- 自治会代表、役員が「自分たちで作った作物を自由に売れる組織」として集落営農組織の設立を住民に説明し合意。集落営農組織を設立
- 組織名での米の作付・販売やアスパラガスの生産を開始 (H22~)

#### 都市との交流

首都圏の自治会と相互交流を開始

田植え体験やアスパラガスの収穫体験を実施



【農業体験の様子】

### Step3 (H25~)

#### 集落営農組織の法人化

- 作物の販売等を有利に進めるため、集落営農を法人化した方が良いと考え、集落営農の代表、役員が法人化によるメリットを組合員に説明
- H25に法人を設立
- 農地の最終的な引き受け組織として協定農用地を利用権設定で集積
- 地域活動の核となる組織としての立場が明確となり、地域住民との協力関係が強化

#### 中山間地域等直接支払交付金

- 農家レストランの建設
- コンバイン購入
- フォークリフト購入など

### M集落ビジョン (H25~)

#### 「元気な地域、明るい未来、誰もが安心して暮らせるM集落を目指して」

- H22に「M集落営農ビジョン策定」
- H25に「M集落営農ビジョン」に地域の伝統行事や福祉的な活動など集落コミュニティの維持、定住条件の整備に向けた取組を加えた「M集落ビジョン」に深化
- 自治組織、集落協定、法人、農用地利用改善団体、多面的機能支払の活動組織、福祉など公益活動の実施組織が連携し「地域づくり」を進める体制を整備
- 各団体の役割分担、各年度で実施する活動を明確化



国際食品見本市 (ドバイ)

### 集落内農用地の引き受け 所得向上に向けた取組

- 利用権設定を中心に集落内の農用地を集積 (農地維持のセーフティネット)
- 農家レストランを核とした地域農産物の販売拡大、コメの輸出
- 水田のオーナー制度など都市との交流による所得拡大 など

#### 「ブランド米」の輸出

イタリア・ミラノ、ドバイ (UAE) に出展。中東での販売を開始

### Step4 (H26~)

#### 農家レストラン開業

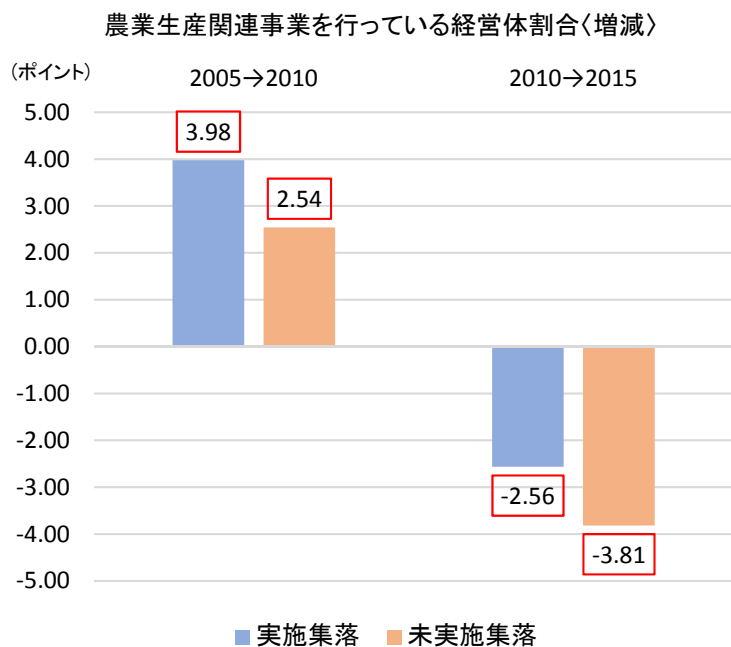
- 地元産そば等を調理して提供することにより、地域外から人を呼び込み、収益向上を図るため、法人の代表、役員が中心となり話し合いを進め、農家レストランを整備
- 集落の活性化向け「何かやろう」といった住民意識の変化

今後の展望

## (2) 所得形成 (参考：農林業センサ等を活用した効果分析)

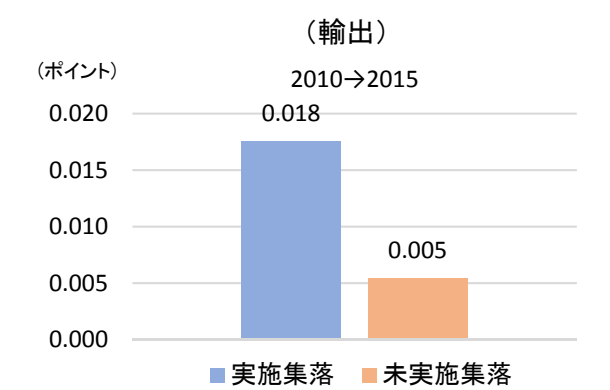
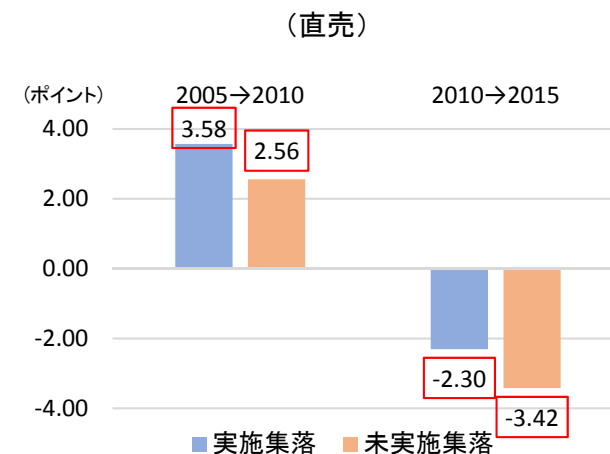
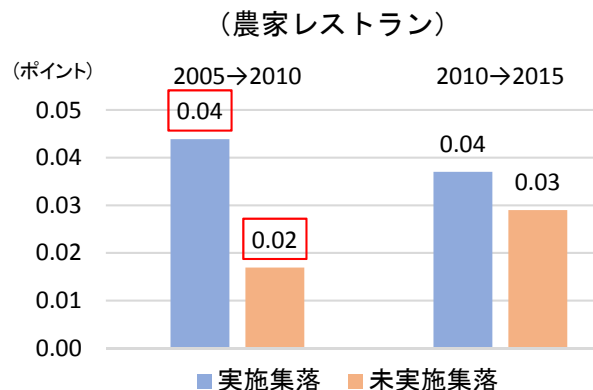
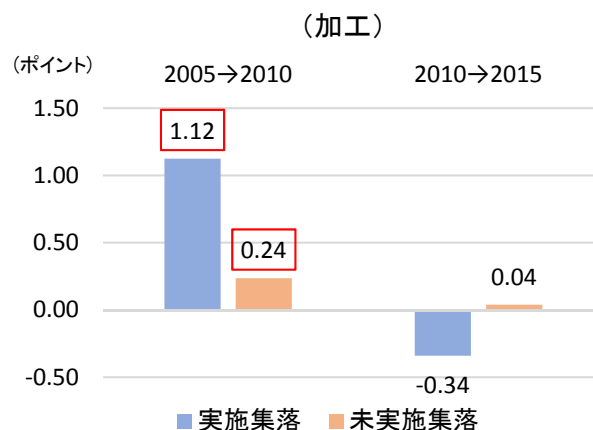
- 農業生産関連事業（6次産業化）を行っている農業経営体の割合は、増加から減少に転じているが、未実施集落に比べ実施集落の方が増加時点ではその傾向が高く、減少に転じてからもその傾向が抑制されていることが伺える。
- 取組の内訳別では、2005～2010年では、未実施集落に比べ実施集落の方が「加工」「直売」「農家レストラン」に取り組む農業経営体の増加傾向が高い。また、同様に2010～2015年では、「輸出」「農家レストラン」の増加傾向が高く、「直売」についても減少傾向が抑制されていることが伺える。

### 6次産業化の動向 (増減)



※「農業生産関連事業」  
「農産物の加工」「消費者に直接販売」「農家レストラン」「海外への輸出」等の農業生産に関連した事業

### (取組別の経営体割合)



### (3) 集落維持（共同取組活動、集落機能（コミュニティ）の強化に向けた取組①）

- 集落協定の合意のもと実施される共同取組活動のうち、耕作放棄の防止等の活動として、農地の法面管理が18,766協定(74%)で最も多く、次いで柵、ネット等の設置に11,588協定(46%)、賃借権の設定・農作業の委託に8,551協定(34%)に取り組んでいる。また、同様に水路・農道等の管理では、農道は99%、水路は95%の協定が取り組んでいる。
- 協定の自己評価では、概ね8割以上の協定で確実に実施されている。市町村評価においても「◎」「○」が97%を占め、順調に取り組まれており、平成31年度に向けても順調な達成が期待される状況であるが、達成度が低く、指導・助言が必要な取組がある協定も一部あり、今後、話し合いの充実、共同作業の効率化等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

注)「×」未実施は、協定違反の2協定以外は要件以上の取組を実施している協定であり、交付に必要な取組は実施している。

#### (1) 耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理（必須事項）

				耕作放棄の防止等の活動								水路・農道等の管理			全協定数		
				賃借権の設定・農作業の委託	既荒廃農地の保全管理	農地の法面管理	柵・ネット等の設置	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物の加工・販売	土地改良事業	自然災害を受けている農用地の復旧	その他	水路の管理		農道の管理	その他
協定数				34%	9%	74%	46%	7%	3%	1%	0%	1%	2%	95%	99%	3%	25,266
				8,551	2,263	18,766	11,588	1,811	701	201	87	190	525	23,888	24,904	739	
実施状況・目標までの実施見込み	自己評価	実施状況(実施率)	○(確実に実施)	91%	95%	99%	96%	84%	88%	86%	78%	84%	89%	99%	99%	98%	
				7,801	2,142	18,486	11,147	1,528	616	172	68	159	469	23,539	24,568	724	
			△(遅れが見られる)	9%	5%	1%	4%	15%	12%	14%	22%	16%	11%	1%	1%	2%	
		747	121	280	435	277	85	29	19	31	56	348	335	15			
	X(未実施)	0%	-	-	0%	0%	-	-	-	-	-	-	0%	0%	-		
			3	-	-	6	6	-	-	-	-	-	1	1	-		
市町村評価	H31目標実施見込	◎(目標以上の達成が見込まれる)	8%								11%						
			2,015								2,804						
		○(達成が見込まれる)	89%								88%						
			22,571								22,244						
	△(改善が見込まれる)	3%								1%							
		678								217							
	X(改善が見込まれない)	0%								0%							
		2								1							

#### その他の主な取組

既荒廃農地の復旧（106協定）、既荒廃農地の林地化（90協定）、限界的農地の林地化（42協定）、地目変換（37協定）等

### (3) 集落維持（共同取組活動、集落機能（コミュニティ）の強化に向けた取組②）

- 集落協定の合意のもと実施される共同取組活動のうち、多面的機能を増進する活動として周辺林地の草刈りが17,003協定（67%）で最も多く、次いで景観作物の作付に7,379（29%）、堆きゅう肥の施肥に2,590協定（10%）が取り組んでいる。
- 協定の自己評価では、概ね9割以上の協定で確実に実施されている。市町村評価においても「◎」「○」が97%を占め、順調に取り組まれており、平成31年度に向けても順調な達成が期待される状況であるが、達成度が低く、指導・助言が必要な取組がある協定も一部あり、今後、話し合いの充実、共同作業の効率化等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

注）「×」未実施は、協定違反の1協定以外は要件以上の取組を実施している協定であり、交付に必要な取組は実施している。

### (2) 多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）

				多面的機能を増進する活動										全協定数	
				国土保全機能		保健休養機能				自然生態系の保全					その他
				周辺林地の 下草刈り	土壌流亡 に配慮し た営農	棚田オー ナー制度	市民農園 等の開 設・運営	体験民宿 (クリー ン・ツー リズム)	景観作物 の作付	魚類・昆 虫類の保 護	鳥類の餌 場の確保	堆きゅう 肥の施肥	緑肥作物 の作付		
集落協定数				67% 17,003	1% 374	0% 126	1% 144	1% 198	29% 7,379	2% 456	1% 303	10% 2,590	1% 367	5% 1,248	25,266
実施状況・ 目標までの 実施見込み	自己 評価	実施状況 (実施率)	○(確実に実施)	96% 16,286	90% 336	87% 109	88% 126	94% 187	94% 6,927	93% 422	88% 268	95% 2,448	93% 341	93% 1,161	
			△(遅れが見られる)	4% 716	10% 38	13% 17	13% 18	5% 10	6% 447	7% 32	12% 35	5% 140	6% 23	6% 75	
			X(未実施)	0% 1	-	-	-	1% 1	0% 5	0% 2	-	0% 2	1% 3	1% 12	
	市町村 評価	H31目標 実施見込	◎(目標以上の達成 が見込まれる)	7% 1,802											
○(達成が見込まれる)			90% 22,777												
△(改善が見込まれる)			3% 686												
X(改善が見込まれない)			0% 1												

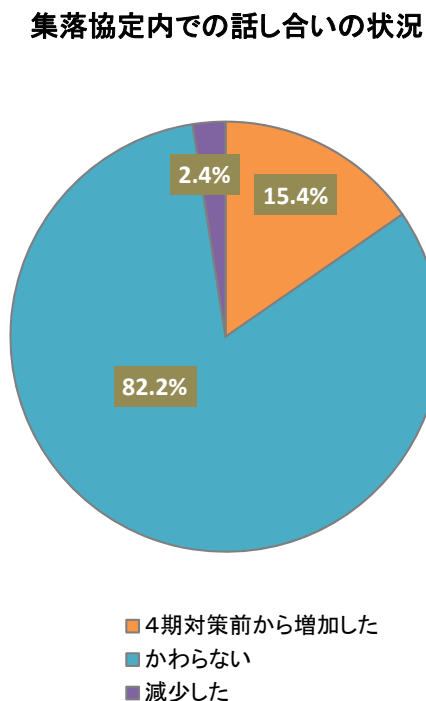
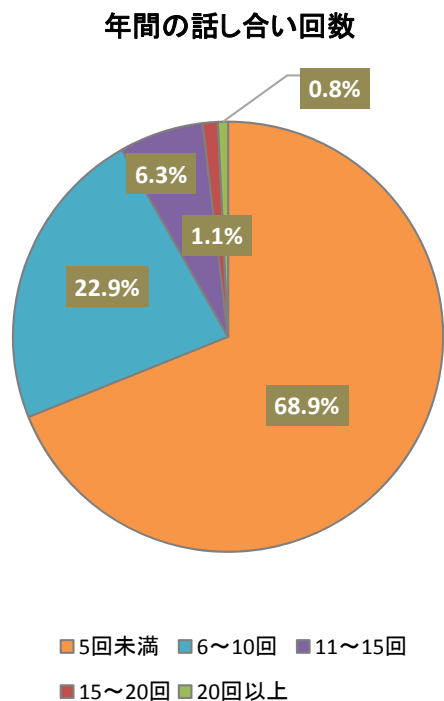
#### その他の主な取組

粗放的畜産（196協定）、拮抗作物の利用（47協定）、合鴨・鯉の利用（84協定）、輪作の徹底（91協定）等

### (3) 集落維持（参考：評価票「集落協定内での話し合いの状況」）

- 集落協定内での年間の話し合い回数は、平均2回で、2回(21.5%)が最も多く、次いで3回(21.2%)、4回(15.9%)となっており、高齢化や人口減少が進む中、大部分の協定では話し合いの回数が維持されている。特に4期対策以前から話し合い回数が増加した協定は3,883協定で15.4%を占めている。
- 大部分の協定で、協定参加者の合意形成や活動の詳細な調整など協定活動を行う上で十分な話し合いが行われている、又は市町村の指導により十分な話し合いが可能であるとしている。特に1,557協定(6%)では、集落営農の組織化や6次産業化など農業生産活動を発展的に継続させるための話し合いが行われている。
- 話し合いの回数が減少又は本制度の実施に必要な話し合いが不足している協定に対しては、市町村が「協定参加者の意向把握」「共同取組活動や集落行事の再点検」「農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）」などの指導・助言を行っていく予定である。

集落協定の話し合いの動向



※ 集落協定のほか、協定参加者が概ね構成員となっている農家組合、生産組合等の会合を含む。

市町村の評価、指導・助言		集落協定数
※ 本制度の実施に必要な話し合いが十分に行われているか		
◎	自律的かつ継続的な農業生産活動の実施に向けた話し合いの実施 話し合い回数が増加	6% 1,557
○	本制度の実施に必要な十分な話し合いの実施 指導助言により改善が見込める。	86% 21,793
△	話し合いの回数が減少 本制度の実施に必要な話し合いが不足	8% 1,916
指導・助言	共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）	53% 1,011
	協定参加者の意向把握	74% 1,416
	農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）	22% 417
	市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	11% 206
	地域外者等との連携強化	4% 72
	近隣集落等との連携強化	7% 130
	非農家等多様な人材の参画推進	4% 81
	組織的な営農活動の導入	9% 166
	その他	3% 63

(3) 集落維持 (特徴的な取組: 共同取組活動による協働意識の向上と活性化の取組 W県K市H集落協定)

取組の特徴

- 共同取組活動の実施や話し合い活動の増加、6次産業化や都市住民との交流など、地域ぐるみでの前向きな取組を開始(「げんき村」プロジェクト H26~)
- 協定参加者の高齢化が進む中、集落協定の統合により取組を継続する体制を強化

協定概要

協定開始:平成12年度  
 協定面積:28ha(畑急傾斜28ha)  
 交付金額:258万円(個人配分96%、共同取組活動4%)  
 体制整備単価:なし 加算:なし  
 協定参加者数:39人  
 主要作物:果樹(みかん、柿、梅)

取組のポイント

共同取組活動による協働意識の向上

- 中山間地域等直接支払制度に取り組み、共同活動を実施したことで、集落内だけでなく、協定内に農地を所有する集落外の農業者とも話し合いを行う回数が増加。
- 担い手を中心に農地法面、農道、水路の定期的な点検を実施することによる荒廃農地の発生防止。
- 農地と一体となった周辺林地の下草刈りによる土壌流亡防止。



急傾斜地のみかん畑



【山羊の放牧による取組も実施】

地域ぐるみで6次産業化や都市住民との交流

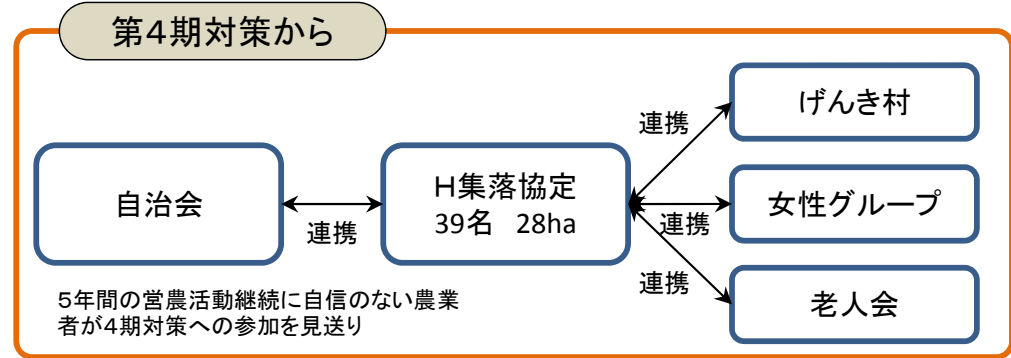
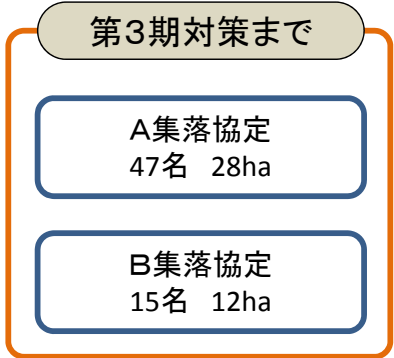
- 集落内の話し合い活動が活発になったことで、前向きな取組への話し合い行われ、集落の活性化を目的とした「げんき村」プロジェクトへとつながった。
- 協働意識の向上により、「げんき村」プロジェクトの誘客場所となる、里山山頂のあずま屋や遊歩道の整備も協定参加者が自ら行った。

取組体制の強化

- 集落同士が連携して地域資源を保全していくための基礎ができあがり、これまで二つの組織で活動していた協定が、4期対策から統合された。



山腹の柿畑



山腹のみかん畑





主な作物  
みかん、柿、梅



【集会所横に整備した食品加工場】

**Step1 (H12)**

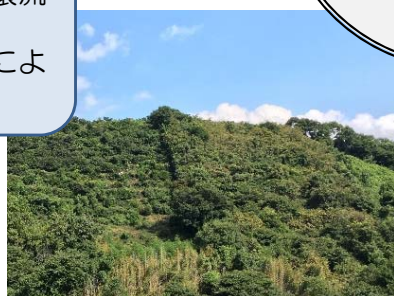
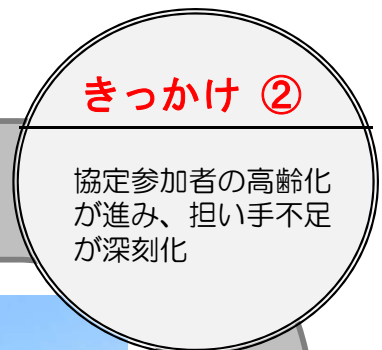
中山間地域等直接支払制度への取組に向けた話し合い

- 区長、自治会役員等がリードして、地域住民に本制度の内容を丁寧に説明
- 地域住民も高齢化等による荒廃農地発生の危機感を持っており、農地維持について積極的に話し合い、本制度への取組を決定

**Step2 (H12~)**

2つの集落協定を締結して耕作放棄を防止する活動等を実施

- 農地法面、農道、水路の定期的な点検
- 水路及び農道の清掃・補修・草刈
- 周辺林地の下草刈りによる土壌流失防止
- 周辺林地の法面への桜の植栽による法面の崩壊防止と景観保全



【管理されなくなった樹園地(右側)】

**H26~**

Hげんき村協議会設立

- 県の補助事業を活用し「Hげんき村」協議会を設立しげんき村創造プロジェクトを開始

新たな名所づくり

- 里山に住民自らの手で遊歩道とあずま屋を整備し、誘客空間を創造
- 遊歩道に桜やふじを植樹



山頂に整備したあずま屋

**Step3 (H27~)**

**第4期対策開始**

2つの集落協定を統合して活動を継続できる体制を整備

- 協定の統合を通じ、個々の協定が抱える現状と課題を話すことで、問題意識が共有された。
- 協定の統合により作業の省力化が図られた。

**将来に向けて**

- 地域の魅力に磨きをかけ、里山の暮らしや風景が楽しめる「誘客空間」の創造
- 朝市や交流イベントの開催などによる地域の活性化や、地域外住民との交流
- すべての樹園地を管理し続けることは困難であり、極端に条件の悪い樹園地は林地化も検討

今後の展望

特産品を活用した名物づくり

- 集会所横に食品加工・製造拠点を設置し、加工品の開発に取り組む(生芋こんにゃく、ゆず味噌、山椒味噌、山菜加工品等)

誘客・販売の仕掛けづくり

- イベント情報や四季折々の魅力をインターネットで発信
- 大学のマーケティング指導による販売促進活動

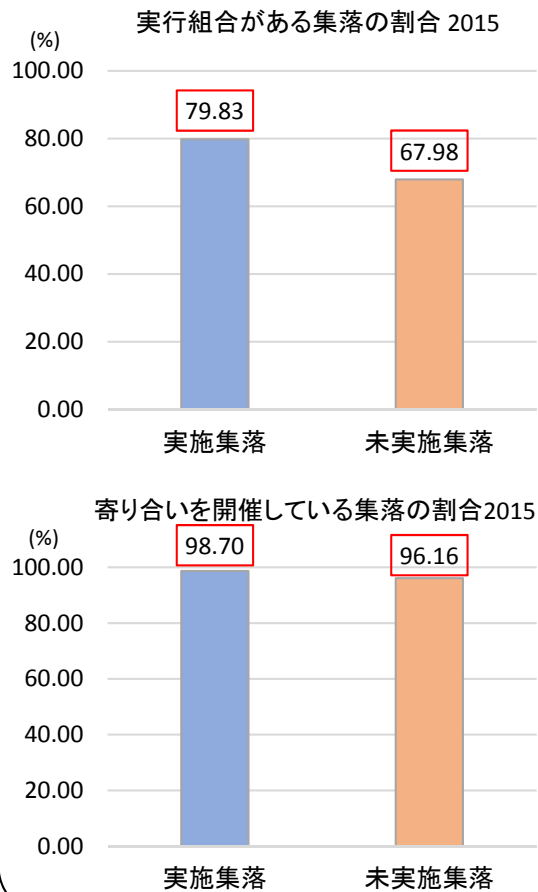
**ポイント**

地域資源である樹園地を守り、地域を活性化するために、Hげんき村協議会と連携

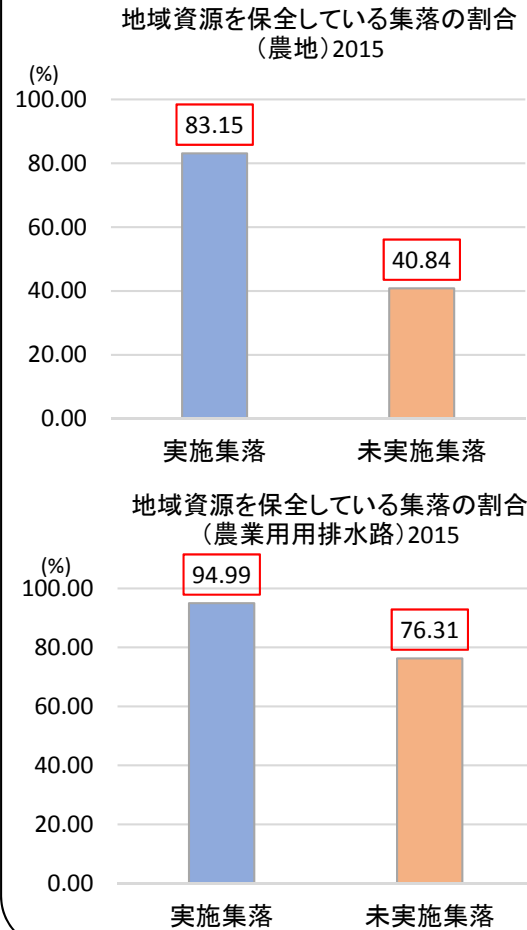
### (3) 集落維持（参考：農林業センサス等を活用した効果分析）

- 生産組合や農事実行組合など農業生産活動における最も基礎的な農家集団である実行組合は、未実施集落に比べ実施集落の方が組織されている割合が高い。同様に寄合を開催している集落の割合も高い。
- 地域資源（農地、水路）の保全は、未実施集落に比べ実施集落の方が保全している集落の割合が高い。また、都市住民やNPO法人など地域外と連携している集落の割合が高い。

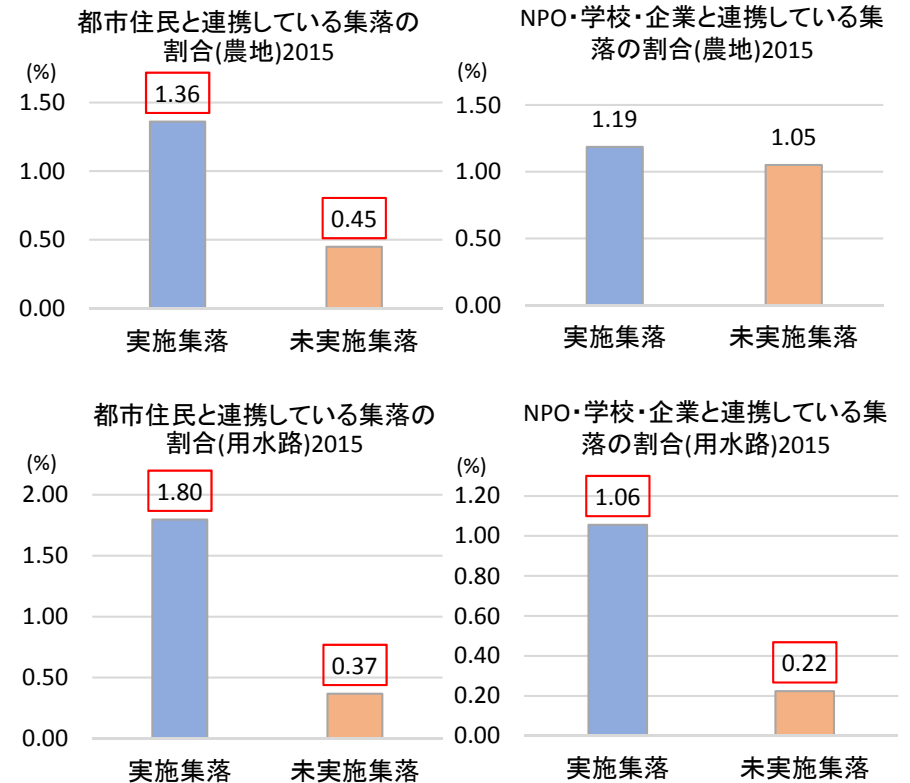
#### 組織・寄合の動向（割合）



#### 地域資源保全の動向（割合）



#### 地域外との連携の動向



#### (4) 加算措置 ① 集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援）

- 集落連携・機能維持加算のうち広域化支援に取り組む集落協定は212協定で、全ての協定で主導的な役割を担う人材が確保される見通しである。
- 広域化とともに取り組まれている活動として、機械・農作業の共同化(4%)が最も多く、次いで、担い手への農地集積(41%)、地域農産物等の加工販売(24%)となっている。
- 協定の自己評価では、中間年時点で概ね7割以上の協定が50%以上の進捗となっており、市町村評価においても9割以上の協定が目標を達成できる見込みである。
- 一方で3割前後の協定で、取組に若干の遅れがみられるものの、市町村評価によれば、指導・助言を行うことにより目標は達成する見込みである。

#### ① 集落連携・機能維持加算（広域化支援）

				取組内容						全協定数
				活動において主体的な役割を担う人材の確保（必須）	機械・農作業の共同化	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	地域農産物等の加工・販売	消費・出資の呼び込み	
集落協定数				100% 212	46% 97	41% 86	20% 42	24% 51	1% 3	212
実施状況・目標までの実施見込み	自己評価	実施状況(実施率)	◎	/	12% 12	8% 7	10% 4	4% 2	- -	
			○	100% 212	72% 70	85% 73	50% 21	69% 35	67% 2	
			△	/	15% 15	7% 6	40% 17	27% 14	33% 1	
			×	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	市町村評価	H31目標実施見込(再掲)	◎	4% 8						
			○	90% 190						
			△	7% 14						
			×	- -						

#### （自己評価）

「◎」目標に対し80%以上の実施

「○」目標に対し50～80%未満の実施

「△」目標に対し50%未満の実施

「×」実施していない

#### （市町村評価）

「◎」目標を上回る達成が見込まれる

「○」目標達成が見込まれる

「△」改善が見込まれる

「×」改善が見込まれない

※ 超急傾斜農地保全管理加算も同様

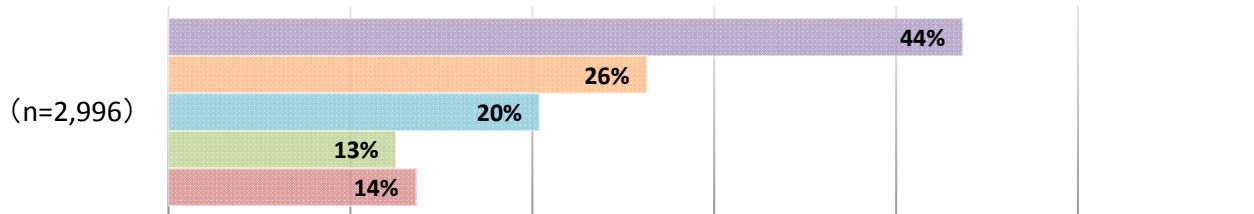
（参考：取組毎の目標要件）

必須	主導的な役割を担う人材の確保	地域の内外にかかわらず、協定、協定内の生産組織や6次産業化に取り組む組織において主導的な役割を担う者の参画
いずれか選択	機械・農作業の共同化	基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業機械等の共同利用される面積が協定面積の10%又は0.5haの増加
		基幹的農作業のうち田は3種類以上、畑地は2種類以上、草地は1種類以上に係る農業機械等の共同利用される面積が協定農用地の30%以上又は3haの増加
	担い手への農地集積	利用権の設定等がなされる面積の合計が協定農用地面積の5%以上の増加
	担い手への農作業の委託	基幹的農作業のうち1種類以上に係る農作業受託面積が協定農用地面積の10%又は0.5ha以上の増加
		利用権の設定等又は田は3種類以上、畑地は2種類以上、草地は1種類以上に係る農作業受託面積が協定農用地面積の20%又は2ha以上の増加
	地場農産物等の加工・販売	地場農産物等の加工が可能な施設（農家レストランを含む）があり、当該施設において加工された加工品等の取組を実施
消費・出資の呼び込み	棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園の実施面積、NPO法人や企業等の耕作面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上増加	

## (4) 加算措置 ① 集落連携・機能維持加算 (参考: アンケート調査)

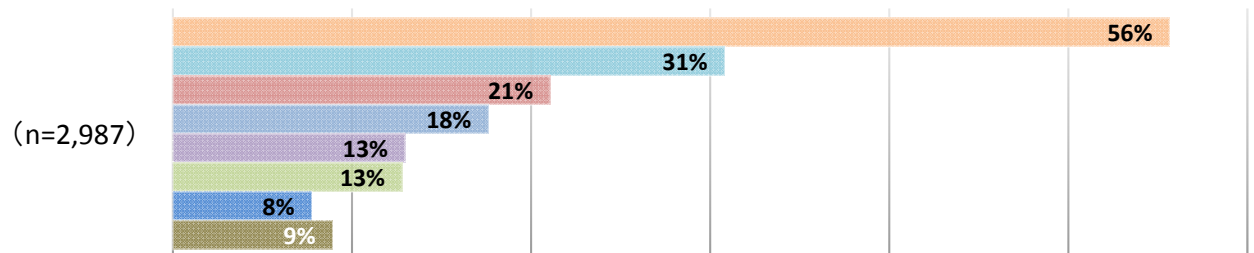
- 広域化(広域化支援を実施又は協定面積15ha以上)に取り組み、協定農用地等の維持管理ができる体制が整ってきた協定においては、広域化により、担い手の確保に繋がっているほか、共同取組活動参加者や事務担当者の確保により取り組み体制の強化につながっている。
- 協定を広域化できた理由としては、合意形成を図るための調整役となる人材の存在や、農道や水路がつながっているなど営農上の一体性を有する地域であることがポイントとなっている。
- 集落協定の広域化を進めるに当たっての課題として、関係集落の活動内容や交付金使途に差があることや、参加者の意見をまとめるリーダーの不足など人材に関する課題を上げた市町村が多かった。

### 10年後も協定農用地を維持管理できる体制が整ってきた理由



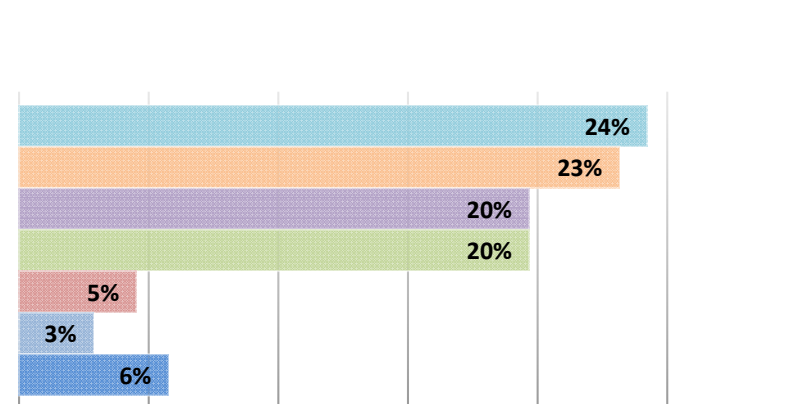
- 農業生産の担い手を確保することができた
- 協定参加者の人数が増え、役割分担を見直すことにより、農地の保全・管理が効率的に行えるようになった
- 事務作業を若手が担当するようになり組織運営が効率化した
- 集落戦略を作成することで、耕作放棄等による全農地の遡及返還がなくなり精神的負担が軽減された
- その他

### 集落協定の広域化に取り組めた理由



- 調整役となる集落リーダーがいた
- 広範にわたる協定の事務や会計作業を担える適格者がいた
- 農道や水路がつながっていることや出入作が多いなど、一体的に取組を進めた方が効率的であった
- 地形や圃場条件が類似しており、同じ問題を抱えていた
- 市町村、JAや土地改良区などの関係団体、それ以外のコーディネーター等による仲介や調整活動に対する支援があった
- 協定農用地外又は複数集落で耕作する認定農業者や生産組合・法人など担い手による仲介や調整活動への協力があつた
- 土地改良区やJA支店等の単位であり、会合など昔から交流があつた
- その他

### 広域化を進めるに当たっての課題 (市町村)



- 関係集落の活動内容や交付金の使途に差がありまとまらない
- 関係集落や参加者の意見をまとめるリーダーがいない
- 農業の担い手や集落営農が不足・不在
- 協定事務を行える者がいない
- 専任の事務担当者の設置にかかる経費負担
- 問題はない
- その他

## (参考) 協定の広域化、集落間連携の事例

(協定の広域化により担い手等の人材を確保)

### ○地区広域集落協定 〈T県T市〉

協定面積：37.9ha(田) 交付金額：928万円(個人95%、共同取組5%) 協定参加者：農業者27人、非農業者17人

#### 地域の現状

- 当地域は、T市中央部の山間地に位置し、平成12年度から地域内の6集落が個々に本制度に取り組み、水路・農道の管理、農作業の共同化等により耕作放棄地を抑制。
- 高齢化・過疎化の進行により集落ごとの営農に支障が生じてきたことから平成27年度に広域連携協定を締結。

#### 取り組みのポイント

- 広域化により、まとまった交付金額となったことで、事務作業に係る経費を共同取組活動経費により確保。事務担当者を選任。各集落協定ごとに行ってきた事務を一元化し、事務負担を大幅に軽減。
- 地域で有機農業や6次産業化に取り組む2つの法人と連携し、営農継続が困難な農用地が発生した場合、法人が引き受ける体制を構築。【法人への農地集積：H29:約18ha(47%)】
- 法人が、県外から加工・販売を担う新たな人材を確保。パンやマフィン等の焼菓子製造、シュークリームや生菓子の新商品開発等の担当として活躍し、東京の物産展へ出展。【新たに開発された商品：H27：6品、H28：2品】



【協定農地の様子】



【開発した加工品】

(連携組織を軸にした共助体制を整備)

### A1、A2、M集落協定 〈S県H市〉

協定面積：269ha(田) 交付金額：4,327万円(共同取組100%) 協定参加者：農業者252人、農地所有適格法人8、その他7

#### 地域の現状

- 当地域は、約9割を山林が占める中山間地域。
- 地区内には13の集落営農組織があるが、役員やオペレーターの世代交代や後継者確保の危機感から、平成27年に「Y自治区集落営農組織連携協議会」を設立し、組織間の連携を強化。
- 同協議会が主体となり、これまで集落ごとに締結していた19の協定を3つの広域協定に再編。

#### 取り組みのポイント

- 集落単位による旧協定内で農業生産活動の継続が困難となった場合に備え、Y自治区集落営農組織連携協議会でカバーする体制を整備。
- 集落連携・機能維持加算を活用して、同協議会が協定事務を支援。
- 地区の特産品として、どぶろく、ライスバーガー、焼き米の加工販売を行うほか、超急傾斜農地保全管理加算を活用して、米のブランド化にも取り組み、平成28年より販売を開始。【ブランド米の販売額(H28)：700万円】



【協定農地の様子】



【ブランド米】

(関係団体による事務等支援体制の整備)

### Y集落協定 〈A県Y市〉

面積：404.7ha(田) 交付金額：4,753万円(個人53%以内、共同取組47%以上) 協定参加者：農業者294人、土地改良

#### 地域の現状

- 当地域は、起伏の多い山麓地帯。
- 旧Y町内では、平成12年度から本制度の取組を開始。
- 当初は、55協定が存在していたが、事務の煩雑さを理由に取組が困難になった集落が複数あり、土地改良区で事務を担うことで旧Y町を1協定とする広域協定を締結。

#### 取り組みのポイント

- 土地改良区に事務を一本化。協定参加者の事務負担を軽減。
- 地域に交付される交付金を一元的に管理し、災害時の復旧に本交付金を集中させるなど、地域全体の農地保全を念頭に置き、交付金を重点的、効果的に運用。
- 酒米、高収益作物のアスパラガス、花きのリンドウを導入するなど所得向上に向けた取組を実施【販売額(アスパラ、リンドウ)H27年度:12,000千円 →H29年度:16,000千円】
- 交付金を活用してラジコンヘリによる共同防除作業を行い、省力化と品質向上に向けた取組を実施



【共同作業後のほ場】



【ラジコンヘリによる防除】

## (4) 加算措置 ② 超急傾斜農地保全管理加算

- 超急傾斜農地保全管理加算に取り組む協定は1,720協定で、急傾斜農地の保全活動の取組として、法面の維持・補修(61%)が最も多く、次いで鳥獣害防止施設の維持(30%)、耕作道・ほ場進入路の維持(23%)となっている。また、超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等の販売促進等の取組は、直売所等での販売(23%)が最も多く、次いでパンフレットの作成(13%)、ブランド化(12%)となっている。
- 協定の自己評価では、若干の遅れがみられる協定はあるものの、ほぼ全ての協定で実施されている。市町村評価においても「◎」「○」が97%を占め、順調に取り組まれており、平成31年度に向けても順調な達成が期待される状況であるが、達成度が低く、指導・助言が必要な取組がある協定も一部あり、今後、話し合いの充実、共同作業の効率化等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

注)「×」未実施は要件以上の取組を実施している協定であり、交付に必要な取組は実施している。

### ② 超急傾斜農地保全管理加算

				超急傾斜農地の保全 (いずれかを選択)					超急傾斜農地等で生産される農産物の販売促進等 (いずれかを選択)							全協定数		
				法面の維持・補修	耕作道、ほ場侵入路等の維持	共同防除体制の構築	鳥獣害防止施設の維持	その他	共通パッケージの作成	パンフレットの作成	農産物の加工	直売所等での販売	ブランド化	景観作物の植栽	都市住民との交流		その他	
協定数 (集落・個別)				61%	23%	7%	30%	8%	4%	13%	8%	23%	12%	6%	7%	42%	1,720	
				1,051	397	121	508	142	61	229	141	388	209	106	128	729		
自己評価	実施状況 (実施の有無)	○	98%	98%	95%	98%	97%	75%	86%	88%	89%	89%	88%	91%	91%			
		△	2%	2%	5%	2%	3%	23%	14%	11%	11%	11%	12%	9%	9%			
		×	-	-	-	-	-	2%	-	1%	-	-	-	-	-			
						1	-	1	-	-	-	-	-					
市町村評価	H31目標実施見込	◎	1%															
		○	14															
		△	96%															
		×	50															

#### その他の主な取組

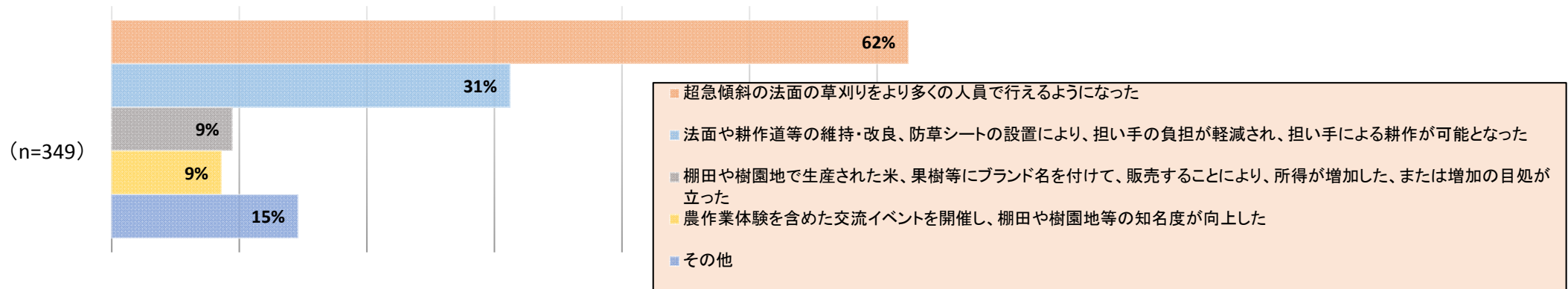
- ① 超急傾斜農地の保全  
土壌流入、土壌流出の防止、農薬散布等の施設の整備等
- ② 超急傾斜農地等で生産された農産物の販売促進等  
環境に配慮した農業の取組、施設の設置・運営等

## (4) 加算措置 ② 超急傾斜農地保全管理加算 (参考: アンケート調査)

### ② 超急傾斜農地保全管理加算

- 超急傾斜農地保全管理加算に取り組み協定農用地等の維持管理ができる体制が整ってきた協定においては、農地の法面管理をより多くの人員で行えるようになったことや法面や耕作道等の維持・管理等により、担い手の負担が軽減され、担い手による耕作が可能となったことが伺える。

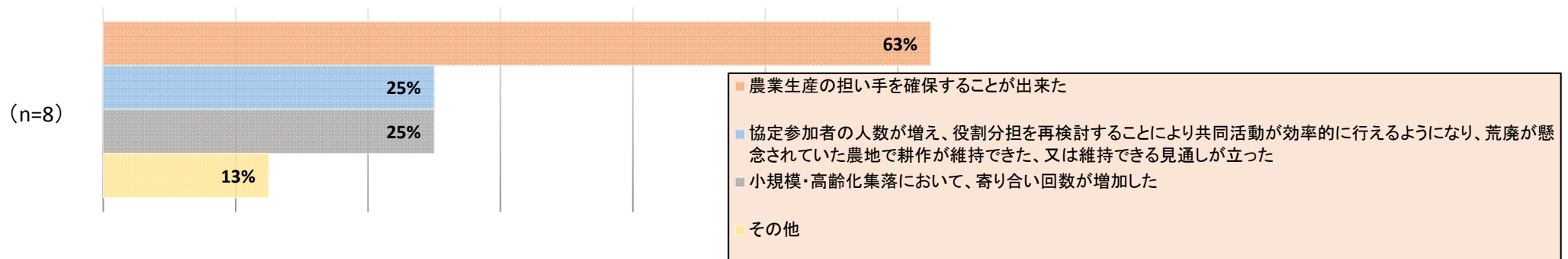
#### 10年後も協定農用地を維持管理できる体制が整ってきた理由 (超急傾斜農地保全管理加算に取り組んだ協定)



### ③ 集落連携・機能維持加算 (小規模・高齢化支援)

- 集落連携・機能維持加算 (小規模・高齢化支援) に取り組み協定農用地等の維持管理ができる体制が整ってきた協定においては、小規模・高齢化集落において、農業生産の担い手を確保できたことが伺える。

#### 10年後も協定農用地を維持管理できる体制が整ってきた理由 (小規模・高齢化支援に取り組んだ協定)



## (参考) 超急傾斜農地の取組事例

### (棚田の景観を活用した所得向上の取組)

#### W集落協定 〈S県K市〉

協定面積：30ha（田） 交付金額：787万円（個人60%、共同取組40%） 超急傾斜農地：29ha 協定参加者：46人

##### 地域の現状

- 当地域は、K市に合併した旧A町南端の最上流集落で、棚田百選や重要文化的景観に選定。
- 美しい景観を有するものの高齢化、担い手減少により耕作放棄が増加。平成12年度より中山間地域等直接支払制度に取り組み、地域で話し合い、棚田米のブランド化を推進。販路開拓により、稼げる仕組みづくりを確立。

##### 取り組みのポイント

- 棚田を活かした地域づくりを推進するため、「W棚田保存会」と「棚田と菜の花実行委員会」を設立し、集落ぐるみの取組を実施。
- 保存会では、営農活動と棚田保全、棚田米の販売促進。実行委員会では棚田ウォークなどの交流事業を実施。
- 米は特別栽培米の認証を取得。棚田米としてJAカントリーエレベーターにて他地区と区管理。棚田保存会では3,150円/5kgで直売（棚田保存会におけるH28年産米の販売実績は23.8t）。
- 中山間地域等直接支払交付金を活用して直売所を整備するとともに各種支援を活用し、交流広場、展望所、畦畔のコンクリート補強等を実施。農産物の販売拡大と、都市との交流を核に、大学、企業等とも連携し地域を活性化。



【協定農地の様子】



【棚田米】



【棚田ウォークの様子】

### (樹園地の保全と所得向上の取組)

#### K地区集落協定 〈W県K市〉

協定面積：66ha（畑） 交付金額：1,352万円（個人90%、共同取組10%） 超急傾斜農地：65ha 協定参加者：75人（土地改良区を含む）

##### 地域の現状

- 本地区は、K市の南部に位置。みかん、雑柑類、びわ、もも、柿等の果樹栽培が盛んで、「方横山みかん」として地域ブランドを形成し、特に貯蔵みかんは県内有数の産地。
- 平成12年度から本制度を実施。多面的機能支払交付金への取組開始を契機に、畑地灌漑に大きな役割を果たしている土地改良区が協定に参加。

##### 取り組みのポイント

- 地区内の2つの農道組合と維持管理に関わる協定を締結し、舗装・修繕等の事業を委託。
- 3期対策までは2つの集落協定で3つの山の丘陵みかん畑を維持していたが、出作と入作が交錯していたため、2つの集落協定を統合。取組が効率化されるとともに、集落連携機能維持加算に取り組み、2集落共通の課題である消毒・灌水用給水施設の設置を計画し交付金を積立。
- 施設の老朽化や運営管理にかかる経済的負担が課題となっていたが、超急傾斜農地保全管理加算に取り組み、手薄だった石垣の補修を実施。
- 新たに会報を配布するなど、環境保全型農業の実践など高付加価値農業の普及活動を実施。



【協定農地の様子】



【舗装作業の様子】

### (耕作放棄地の復旧と棚田オーナー制度の取組)

#### I集落協定 〈S県M町〉

面積：3.6ha（田） 交付金額：97万円（共同取組100%） 協定参加者：4人 超急傾斜農地：3.6ha

##### 地域の現状

- 当地区は、I半島の西側に位置する棚田。基盤整備が実施されておらず荒廃農地化。
- 棚田を復元し集落を活性化させるため、H11に「I地区棚田保全推進委員会」を設立。
- 委員会が中心となりH12より本制度を実施。所有者から農道・水路の管理を引き受け。

##### 取り組みのポイント

- 荒廃していた棚田を復旧するとともに、農作業体験を通じた「百笑の里」づくりを目指して棚田オーナー制度を協定農用地の約5割で実施。「田植え」「稲刈り」の農作業体験などにより、棚田を保全。約100組のオーナー会員、トラスト会員約60組が参加。
- 地元酒造会社と提携し、棚田で収穫した古代米（黒米、赤米）を使用した焼酎を商品化。そのほか、パン、せんべい、饅頭、うどん等も商品化され県内外で販売。売上の一部を委員会に寄付。棚田保全活動の継続に貢献。
- 小規模の集落協定であるが、棚田オーナー制度による集落外の人材の活用、加工用農産物の栽培・加工品の生産・販売によって農業生産を維持。



【協定農地の様子】



【棚田オーナーによる稲刈り】



【加工品】